

第7 通行の制限または遮断（法第15条）

- (1) 動物衛生課と協議の上、県又は市町村は、豚熱の発生の確認後速やかに、管轄の警察署及び関係市町村の協力を得て、発生農場周辺の通行の制限又は遮断を行う。この場合において、通勤、通学、医療、福祉等のための通行については、十分な消毒を行った上で、これを認めることとする。
- (2) 法に規定されている上限の72 時間を経過した後も通行の制限又は遮断を継続する必要がある場合には、道路管理者等との協議を行い、通行の自粛の要請等適切な措置を実施できるよう、あらかじめ調整する。
- (3) 家畜伝染病予防法施行令（昭和28 年政令第235 号）第5 条の規定に基づき行う通行の制限又は遮断の手続、掲示の方法等については、事前に関係市町村の住民に対し、その概要及び必要性を説明するように努め、事前に説明することが困難な場合には、実施後速やかに説明する。

< 通行の制限・遮断に係る掲示 >

<h1>進 入 禁 止</h1>	
<p>家畜伝染病（豚熱）の発生につき、家畜伝染病予防法第15条の規定により、次のとおり進入を禁止する。</p>	
1	場所 沖縄県〇〇〇市町村〇〇番地
2	規制内容 人・動物及びすべての物品
3	期間 令和〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時から 令和〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時まで
令和〇〇年〇〇月〇〇日	
沖縄県知事 または 〇〇市町村長	

第8 移動制限区域及び搬出制限区域の設定（法第32条）

1 制限区域（移動制限区域及び搬出制限区域）の設定

県畜産課は、豚等が本病の患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合には、家畜等の移動及び家畜集合施設の開催等の制限を行うため、制限区域を設定し、告示する。制限区域は、原則として、動物衛生課と協議の上、その範囲を設定する。

制限を徹底させるため、地域住民、警察署等の関係者への的確な説明を行い、理解と協力を得た上で、迅速かつ効果的に実施する。

制限の対象（以下、家畜等）

生きた豚等、移動制限区域内で採取された精液及び受精（病性等判定日から遡って21日目の日より前に採材され、区分管理されいたものを除く）

豚等の死体、豚等の排せつ物等、敷料、飼料及び家畜飼養器具

移動制限：対象物を農場から動かすことができない

搬出制限：対象物を区域から外に出すことができない

（1）移動制限区域

ア 区域の範囲

（ア）県畜産課は、豚等が患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合には、動物衛生課と協議の上、速やかに、原則として、発生農場を中心とした半径3km以内の区域について、家畜等（生きた豚等、精液、受精卵等、豚の死体、豚等の排せつ物等、敷料、飼料及び家畜飼養器具）の移動を禁止する区域（以下「移動制限区域」という。）として設定する。ただし、患畜及び疑似患畜の判定前であっても豚熱である可能性が高いと認められる場合には、動物衛生課と協議の上、判定結果を待たずに移動制限区域を設定する。

（イ）県畜産課は、発生農場における感染状況等から届出が遅れたことが明らかである場合、又は疫学情報により既に感染が拡大しているおそれがあると考えられる場合等には、周辺の農場数、豚等の飼養密度に応じ、半径3kmを越えて移動制限区域を設定する。この場合、県全体を対象として移動制限区域を設定することもできる。

（ウ）制限区域の設定は、字ではなく円で区切り、制限を受ける農場数を小さくする。

(2) 搬出制限区域

ア 区域の範囲

(ア) 県畜産課は、原則として、発生農場を中心とした半径10km 以内の移動制限区域に外接する区域について、家畜等の当該区域からの搬出を禁止する区域（以下「搬出制限区域」という。）として設定する。

なお、(1) のアの(イ)の場合には、移動制限区域の外縁から7 km 以内の区域について、搬出制限区域として設定する。

(イ) 制限区域の設定は、字ではなく円で区切り、制限を受ける農場数を小さくする。

(3) 家畜市場又はと畜場で発生した場合

県畜産課は、家畜市場又はと畜場に所在する豚等が、患畜又は疑似患畜と判定された場合には、動物衛生課と協議の上、次の措置を講ずる。

ア 当該家畜市場又はと畜場を中心に、原則として半径1 km 以内の区域について、移動制限区域として設定する。

イ 当該豚等の出荷元の農場を中心として、原則として(1)及び(2)と同様に、制限区域を設定する。

(4) 制限区域の設定方法

ア 移動制限区域の外縁の境界及び搬出制限区域の外縁の境界は、市町村等の行政単位又は道路、河川、鉄道その他境界を明示するために適当なものに基づき設定する。

イ 制限区域の設定に先立ち、その都度、次の措置を講ずる。なお、事前にこれらの措置を講ずることが困難な場合には、設定後速やかにこれらの措置を講ずる。

(ア) 制限区域内の豚等の所有者、市町村及び関係機関への通知

(イ) 報道機関への公表等を通じた広報

(ウ) 主要道路と移動制限区域及との境界地点での標示

(1) 制限区域設定に係るその他の留意事項

ア 制限区域については、県畜産課はその設定に関し、その都度関係機関に通知するとともに、告示を行い、HPに掲載し、報道機関等を通じて広報する。

イ 主要幹線道路等に必要な消毒ポイントを設置し、家畜防疫員の指示に基づき飼料運搬車両等の畜産関連車両に対する消毒を実施する。

- ウ 県畜産課は制限の履行の監視及び消毒ポイントの円滑な運用を図るため、運送業者へ制限区域を通知し、次の指導事項について協力を要請する。
- (ア) 養豚関係車両は、制限区域は可能な限り通過しない。
 - (イ) 運搬ルート決定に当たって、必ず消毒ポイントを通過する。
 - (ウ) 制限区域内に飼料を運搬する際には、中継基地を設け、制限区域内専用車両を用いるよう検討する。
- エ 農場、と畜場等は関係する車両の運搬ルートや消毒ポイント通過の確認を徹底する。

(6) 公共交通機関等

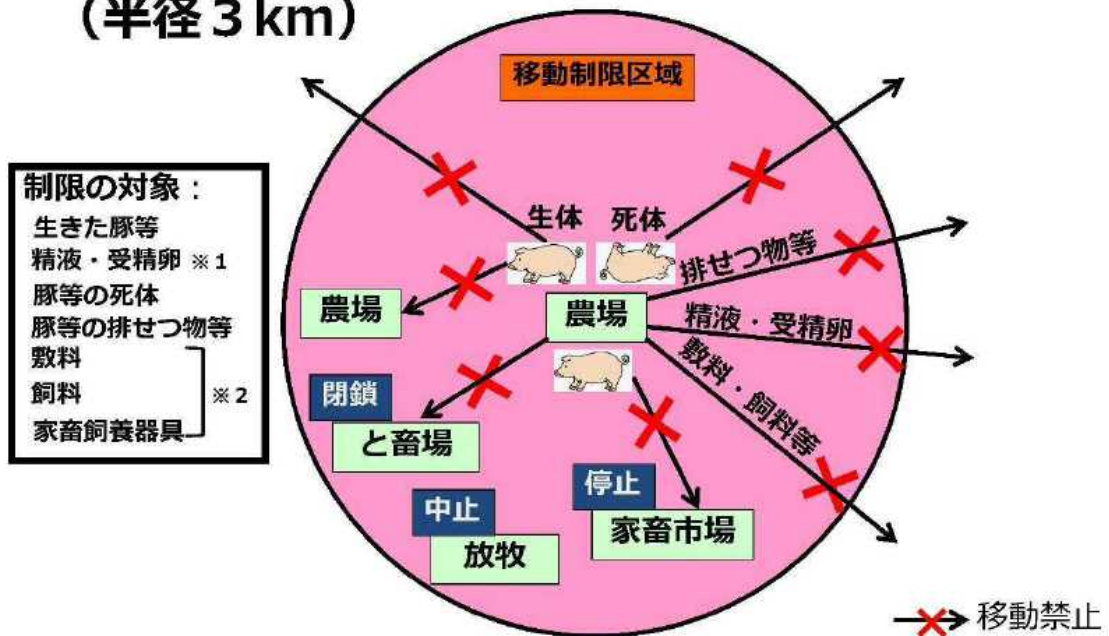
ア 制限区域内に、鉄道、空港、港を含む場合、県対策本部はこれらの施設を管理する者と協議する。

イ 制限区域内を高速道路が横断する場合、県対策本部は区域内に存在する各インターチェンジにおける消毒マットの設置等による車両消毒の実施を高速道路等の道路管理者に要請する。

また、インターチェンジ付近の主要幹線道路上に消毒ポイントを設置し、高速道路へ進入する養豚関係車両の消毒を徹底して行う。

移動制限区域 (半径 3 km)

➤ 農場等から制限対象物を動かすことはできない

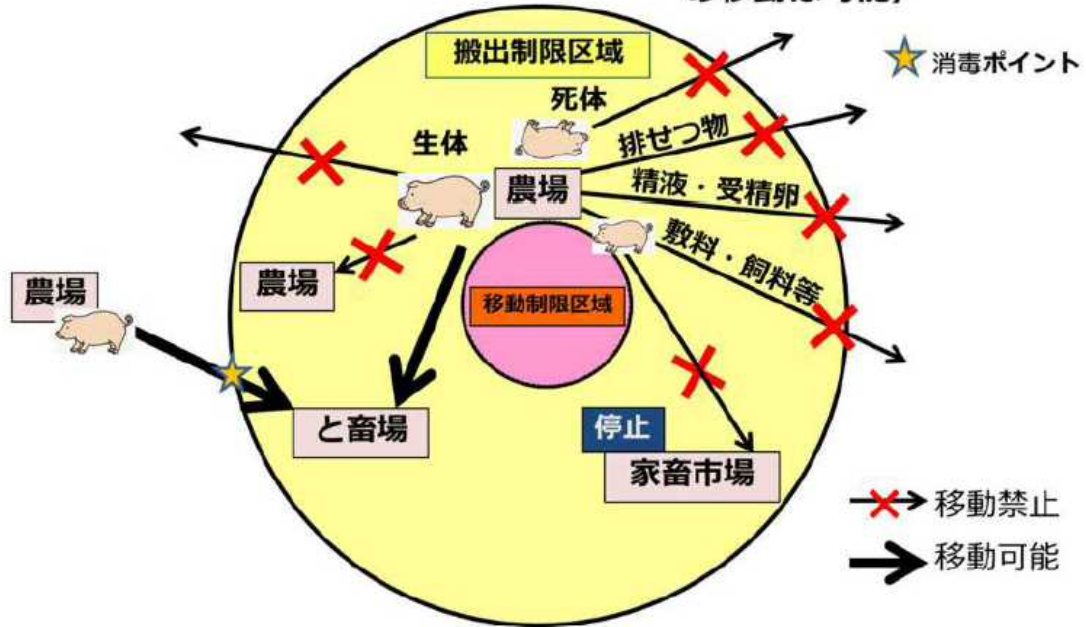


※1：精液及び受精卵：移動制限区域内で採取されたもの（病性等判定日から遡って21日目の日より前に採取され、区管理されていたものを除く）

※2：敷料、飼料及び家畜飼養器具：（農場以外からの移動を除く）

搬出制限区域 (半径10km)

➤ 制限区域から対象物を出すことはできない
(対象物の搬出制限区域内の移動は可能)



2 制限区域内の家畜の所有者等への周知

(1) 豚等の所有者への連絡

家保は、制限区域の設定を行った場合には、速やかに、当該区域内の豚等の所有者に対し、その旨及び発生農場の所在地について、電話、ファクシミリ、電子メール等により連絡するとともに、その後の検査スケジュール等について説明する。

制限区域内の農場等に対しては、より迅速に情報を提供することが本病のまん延防止を図る上で極めて重要である。

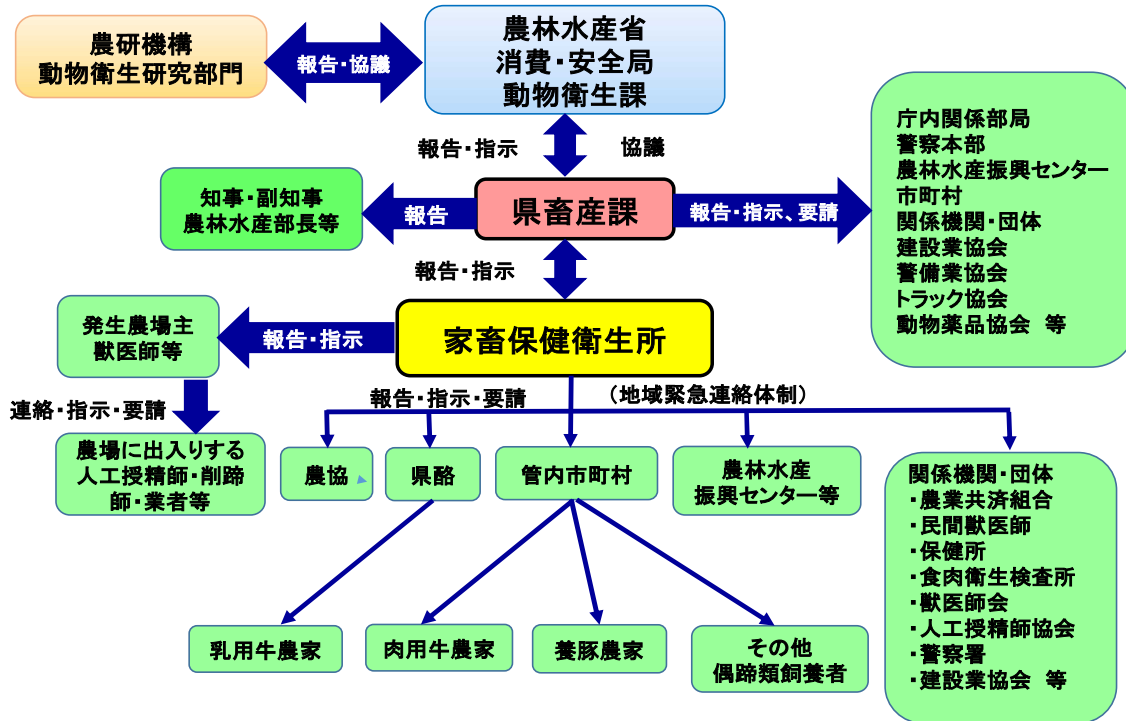
(2) 制限区域内の農場への指導

家保は、制限区域の設定を行った場合は、制限区域内の全ての豚等の所有者に対し、毎日の健康観察を徹底するよう指導するとともに、いのしし等の野生動物の侵入防止等の飼養衛生管理の徹底について指導する。また、法第52条の規定に基づき、毎日、当日の死亡頭数等について、制限区域が解除されるまで報告するよう求める。

また、各関係機関及び団体は事前に緊急連絡網を作成し、病性決定時には連携の上、速やかに制限区域内の全ての豚等飼養農場へ次のことを周知する。

- ア 発生の概要
- イ 制限区域内の農場であること
- ウ 今後の検査スケジュール等の防疫措置
- エ 制限内容
- オ 毎日の健康観察の徹底と、いのしし等の野生動物侵入防止等の飼養衛生管理の徹底
- カ 農場の出入口に踏込消毒槽の設置確認
- キ 農場内に入る車両及び機材等の入退場時の消毒の徹底

病性決定時の連絡体制



3 制限区域の変更

(1) 制限区域の拡大

発生状況等から、移動制限区域外での発生が想定される場合には、動物衛生課と協議の上、制限区域を拡大する。

(2) 制限区域の縮小

発生状況、周辺農場の清浄性確認及び疫学調査の結果から、感染拡大が限定的なものとなっていることが明らかになったときは、動物衛生課と協議の上、移動制限区域の範囲を半径 1 km まで縮小することができる。その際、併せて、移動制限区域の外縁から 7 km 以内の区域について、搬出制限区域として設定する。

4 制限区域の解除

制限区域は、次に掲げる区域の区分ごとに、それぞれ当該区分に掲げる要件のいずれにも該当する場合に、動物衛生課と協議の上、解除する。

(1) 移動制限区域

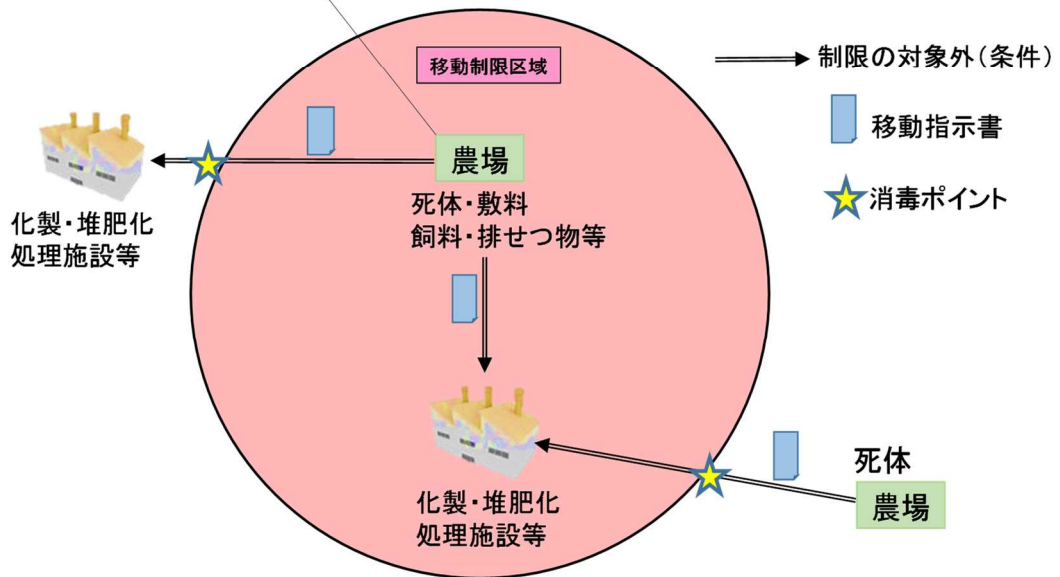
- ア 移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了（法第16条の規定に基づくと殺、法第21条の規定に基づく死体の処理、法第23条の規定に基づく汚染物品の処理及び法第25条の規定に基づく畜舎等農場の消毒（1回目）が全て完了していることをいう。以下同じ。）後17日（発生状況及びウイルスの性状分析等の結果から、抗体産生まで、17日以上要すると考えられる場合は、30日を越えない範囲内で動物衛生課と協議して定める日）が経過した後に実施する清浄性確認検査により、全て陰性を確認すること。
- イ 移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了後28日が経過していること。

(2) 搬出制限区域

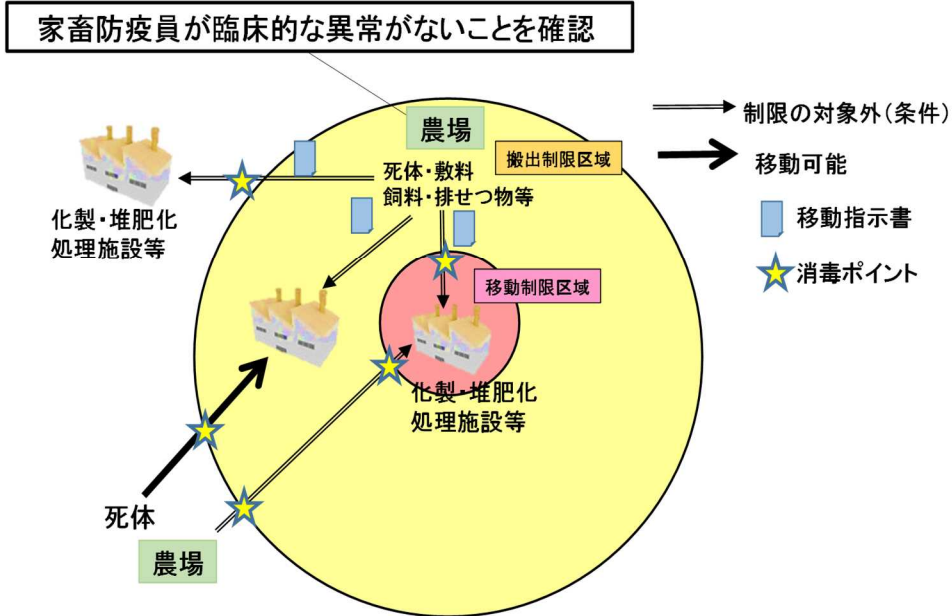
- (1) のアで行う清浄性確認検査により全ての農場で陰性が確認されていること。

「移動制限区域」における
制限の対象外:死体・敷料・飼料・排せつ物等

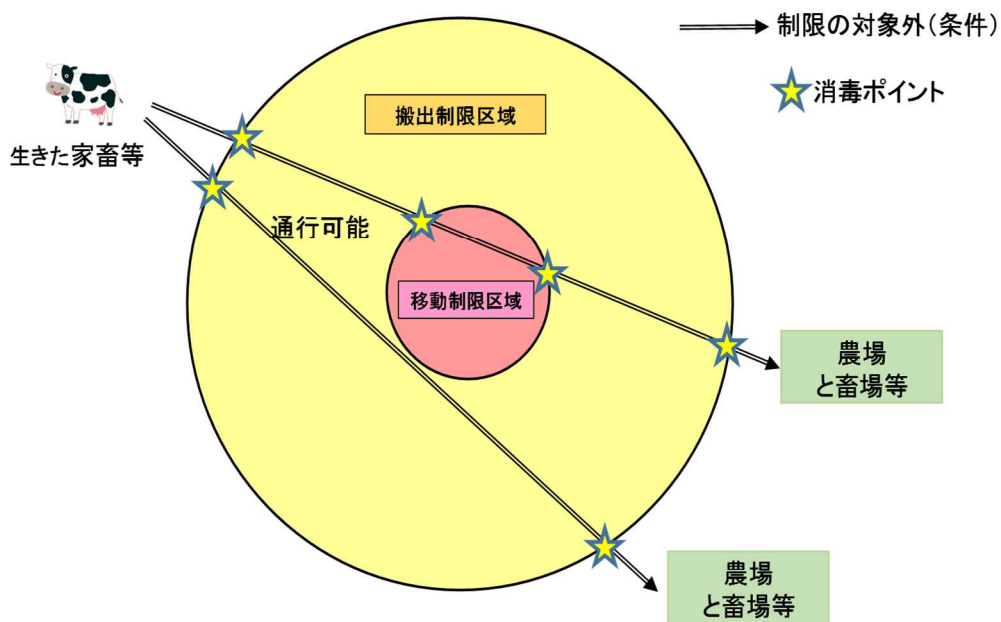
家畜防疫員が臨床的な異常がないことを確認



「搬出制限区域」における
制限の対象外: 死体・敷料・飼料・排せつ物等



「制限区域」における
制限の対象外: 家畜等の通過



5 制限の対象

移動制限及び搬出制限の対象は、次に掲げるものとする。

- (1) 生きた豚等
- (2) 移動制限区域内で採取された精液及び受精卵（病性等判定日から遡って21日目の日より前に採取され、区分管理されていたものを除く。）
- (3) 豚等の死体
- (4) 豚等の排せつ物等
- (5) 敷料、飼料及び家畜飼養器具（農場以外からの移動を除く。）

6 制限の対象外

- (1) 移動制限区域内の豚等のと畜場への出荷

ア 次の要件のいずれにも該当する移動制限区域内の農場の豚等について、県畜産課は、動物衛生課と協議の上、事業を再開した移動制限区域内のと畜場に出荷させることができる【「移動除外証明書」（指針様式）の発行】。

- (ア) 当該農場について、発生状況確認検査により陰性が確認されていること。
- (イ) 出荷しようとしている豚等又は当該豚等と同一の畜舎の豚等について、出荷日から遡って3日以内に採材した検体が遺伝子検出検査又は蛍光抗体法により陰性と確認されていること。

イ 豚等の移動時には、次の措置を講ずる。

- (ア) と畜をする当日に移動させる。
- (イ) 移動前に、臨床的に農場の豚等に異状がないか確認する。
- (ウ) 積込み前後に車両表面全体を消毒する。
- (エ) 荷台は体液等の漏出防止措置を講じる。
- (オ) 車両は、他の豚等の飼養場所を含む関連施設に進入しない。
- (カ) 原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の養豚関係車両が利用しない移動ルートを設定する。
- (キ) 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。
- (ク) 移動経過を記録し、保管する。

- (2) 搬出制限区域内の豚等のと畜場への出荷

搬出制限区域内の農場の豚等について、畜産課は、動物衛生課と協議

の上、搬出制限区域外のと畜場に出荷させることができる。

この場合、当該出荷前に家畜防疫員による臨床検査で異常がないことを確認するとともに、当該出荷前後及び当該出荷中の消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

出荷直前の臨床検査を行う家畜防疫員は、出荷先のと畜場に対して、臨床検査を行った結果、異常が無かった旨を記載した検査証明書を発行し、出荷者に対して、出荷豚等をと畜場に搬入する際に、当該証明書を当該と畜場に提出するよう指示する。

(3) 制限区域外の豚等のと畜場への出荷

制限区域外の農場の豚等について、県畜産課は、動物衛生課と協議の上、事業を再開した移動制限区域内のと畜場に他の農場等を経由しないで出荷させることができる。

この場合、当該出荷前後及び当該出荷中の消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

各制限区域における規制内容						
	移動制限区域（A）			搬出制限区域（B）		
	措置内容	対象	制限の対象外等条件	措置内容	対象	制限の対象外等条件
家畜（牛、水牛、鹿、めん羊、山羊、豚及びいのしし）	移動禁止	A内の全ての農場	第8の6の(4)により21日間経過後、A外からの移入に関する制限の対象外を設けることができる(発生農場から半径5km以内の区域を除く。)	B以外への移動禁止(B内は移動可能。)	B内の全ての農場	
生乳	移動禁止	発生農場及び発生農場から半径1km以内の区域にある農場	発生状況確認検査より、陰性が確認された農場を除く	規制なし		
精液・受精卵	移動禁止	A内で採取されたものから(病性等判定日から遡って21日目の日より前に採取され、区分管理されていたものを除く。)		規制なし		
家畜の死体	移動禁止	A内の全ての農場	第8の6の(1)のAにより処理施設等へ移動することができる。	B以外への移動禁止(B内は移動可能。)	B内の全ての農場	第8の6の(1)のAにより処理施設等へ移動することができる。
排せつ物等	移動禁止	A内の全ての農場	第8の6の(1)のAにより処理施設等へ移動することができる。	B以外への移動禁止(B内は移動可能。)	B内の全ての農場	第8の6の(1)のAにより処理施設等へ移動することができる。
敷料・飼料	移動禁止	A内の全ての農場(農場以外からの移動を除く。)	第8の6の(1)のAにより処理施設等へ移動することができる。	B以外への移動禁止(B内は移動可能。)	B内の全ての農場(農場以外からの移動を除く。)	第8の6の(1)のAにより処理施設等へ移動することができる。
家畜飼養器具	移動禁止	A内の全ての農場(農場以外からの移動を除く。)		B以外への移動禁止(B内は移動可能。)	B内の全ての農場(農場以外からの移動を除く。)	
と畜場	閉鎖	A内の全てのと畜場(食肉加工場を除く。)(判明時に既に受け入れている生体のと殺や処理途中のと体の処理等は実施可能。)	第9の3により21日間経過後、と畜場の再開に関する制限の対象外を設けることができる(発生農場から半径5km以内の区域を除く。)	規制なし		
家畜市場	停止	A内の全ての市場(判明時に既に受け入れている家畜については、原則として会場内で飼養する。)		停止	B内の全ての市場(判明時に既に受け入れている家畜については、原則として会場内で飼養する。)	
共進会等(家畜を集合させる催物)	停止	A内で開催される予定の全ての催物(判明時に既に受け入れている家畜については、原則として会場内で飼養する。)		停止	B内で開催される予定の全ての催物(判明時に既に受け入れている家畜については、原則として会場内で飼養する。)	
放牧	中止	A内の全ての農場(放牧中の家畜については、当該放牧場に収容可能な畜舎がある場合には放牧を停止する。)		中止	B内の全ての農場(放牧中の家畜については、当該放牧場に収容可能な畜舎がある場合には放牧を停止する。)	

※ 第8の6の(2)により制限区域外の家畜の死体を制限区域内の処理施設に移動させることができる。
第8の6の(3)により制限区域外の農場の家畜等について制限区域を通過させることができる。

(4) 制限区域内の豚等の死体等の処分のための移動

- ア 発生の状況、環境保全の観点等を勘案して、家畜防疫員が飼養されている豚等に臨床的な異状がないことを確認した制限区域内の農場の豚等の死体及び敷料、飼料、排せつ物等について、県畜産課は、動物衛生課と協議の上、焼却、埋却、化製処理又は消毒をすることを目的に焼却施設等その他必要な場所に移動することができる。
- イ 移動時には、次の措置を講ずる。
 - (ア) 移動前に、家畜防疫員が当該農場の豚等に異状がないか確認する。
 - (イ) 原則として、密閉車両又は密閉容器を用いる。これらが確保できない場合には、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の必要な措置を講ずる。
 - (ウ) 積込み前後に車両表面全体を消毒する。
 - (エ) 原則として、他の農場付近の通行を避け、かつ、他の養豚関係車両が利用しない移動ルートを設定する。
 - (オ) 複数の農場を連続して配送しないようにする。
 - (カ) 移動中は、消毒ポイントにおいて運搬車両を十分に消毒する。
 - (キ) 移動時には、法第32条第1項の禁止又は制限の対象外となっていることを証明する書類を携行し、消毒ポイント等で提示する。
 - (ク) 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。
 - (ケ) 移動経過を記録し、保管する。
- ウ 焼却、化製処理又は消毒をする場合には、次の措置を講ずる。
 - (ア) 運搬車両から死体等投入場所までシートを敷く等の措置を講ずる。
 - (イ) 死体等置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずる。
 - (ウ) 焼却、化製処理又は消毒工程への投入完了後直ちに、施設の出入口から死体等投入場所までの経路を消毒する。

(5) 制限区域外の豚等の死体の処分のための移動

制限区域外の農場の豚等の死体について、県畜産課は、動物衛生課と協議の上、焼却又は化製処理をすることを目的に移動制限区域内の焼却施設等に移動させることができる。

この場合、移動制限区域内の農場には立ち寄らないようにするとともに、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒するほか、前項（４）ウの措置を講ずる。

（６）移動制限区域外の家畜等の通過

移動制限区域外の家畜等について、移動制限区域内又は搬出制限区域内を通過しなければ、移動制限区域外の他の農場、と畜場等の目的地に移動させることができない場合には、県畜産課は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内又は搬出制限区域内を通過させることができる。この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。ただし、搬出制限区域内の農場の豚等の制限区域外への移動に当たっては、と畜場以外の目的地に移動させることはできない。

第9 家畜集合施設の開催等の制限（法第33条、第34条）

家畜集合施設の開催等の制限の告示

1 移動制限区域内の制限

ア 県畜産課は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内における感染を拡大させるおそれのある事業の実施、催物の開催等を停止する。制限の対象となる事業、業務の内容は次のとおり。

- (1) と畜場における豚等のと畜（食肉加工場を除く。）
- (2) 家畜市場等の豚等を集合させる催物
- (3) 豚等の放牧

イ 県畜産課は、移動制限区域内のと畜場や化製処理施設等の所有者に対し、期限を定めて必要な消毒をすべき旨を命ずるとともに、必要に応じて必要な消毒設備を設置させるものとする。

2 搬出制限区域内の制限

県畜産課は、動物衛生課と協議の上、搬出制限区域内における家畜市場等の豚等を集合させる催物の開催を停止する。

3 と畜場の再開

(1) 再開の要件

移動制限区域内のと畜場について、次の要件のいずれにも該当する場合には、県畜産課は、動物衛生課と協議の上、事業を再開させることができる。なお、と畜場で本病が発生した場合には、これらの要件に加え、場内の消毒が完了している必要がある。

- ア 車両消毒設備が整備されていること。
- イ 生体受入施設は、施設の他の場所と明確に区別されていること。
- ウ 定期的に清掃・消毒をしていること。
- エ 衛生管理マニュアルが適切に定められており、かつ、実際に従業員が当該マニュアルに従って業務を行っていること。
- オ (2)の事項を遵守する体制が整備されていること。

(2) 再開後の遵守事項

再開後には、移動制限が解除されるまでは次の事項を遵守するよう徹底する。

- ア 作業従事者がと畜施設に立ち入る場合には、専用の作業服、靴、帽子、手袋等を使用すること。
- イ 車両の出入り時の消毒を徹底すること。
- ウ 豚等の搬入は農場ごとに行い、運搬車両は複数の農場に立ち寄らないこと。
- エ 移動制限区域内の農場から豚等を搬入する場合には、搬入時にと畜場内に他の農場から搬入する車両が存在しないよう調整するとともに、当該豚等を搬入する前後に生体受入場所を消毒すること。
- オ 移動制限区域内の農場から豚等を搬入する場合には、その日の最後に搬入し、搬入したその日のうちにと殺解体をすること。
- カ 搬入した豚等について、と畜場法（昭和28年法律第114号）に基づき、と殺解体をすることがと畜検査員に不相当と判断された場合には、農場には戻さず、速やかに家保主導のもと処分すること。
- キ 搬入した豚等は、農場ごとに区分管理すること。
- ク 豚等及び製品の搬出入に関する記録を作成し、保存すること。

第 10 消毒ポイントの設置（法第 28 条の 2）

1 消毒ポイントの概要

ア 県は、患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた後、速やかに、市町村、管轄の警察署、道路管理者等の協力を得て、発生農場周辺の感染拡大を防止すること並びに移動制限区域の外側及び搬出制限区域の外側への感染拡大を防止することに重点を置き、消毒ポイントを設置する。

イ 具体的な消毒ポイントの設置場所については、次の事情を考慮し、発生農場周辺（当該農場から概ね半径 1 km の範囲内）、制限区域の境界その他の場所を選定する。また、制限区域の拡大、縮小等に合わせ、その都度、設置場所を見直す。

- (1) 道路網の状況
- (2) 一般車両の通行量
- (3) 養豚関係車両の通行量
- (4) 山、河川等による地域の区分

ウ 消毒ポイントの設置に当たっては、車両等によるウイルスの拡散防止が徹底できるよう、養豚関係車両や防疫関係車両のみならず、必要に応じて一般車両も効率的かつ確実に消毒されるよう、消毒設備の構造等を工夫する。特に、養豚関係車両や防疫関係車両については、消毒ポイントを通行するよう指導し、運転手や車両内部を含め、厳重な消毒を徹底する。

また、都道府県は、消毒ポイントにおける車両の交差汚染を防止するため、出入口の設置場所や車両の動線等に注意の上、必要に応じて、消毒ポイントを一地点につき、複数か所設置する等の措置を講じる。

エ 消毒を実施する際は、交通渋滞、事故等の発生防止に努める。

(1) 県対策本部の対応

- ア 制限区域・消毒ポイントの設置場所の決定
- イ 雇用人員の確保
- ウ 消毒ポイントに係る広報

(2) 現地対策本部（家畜保健衛生所）の対応

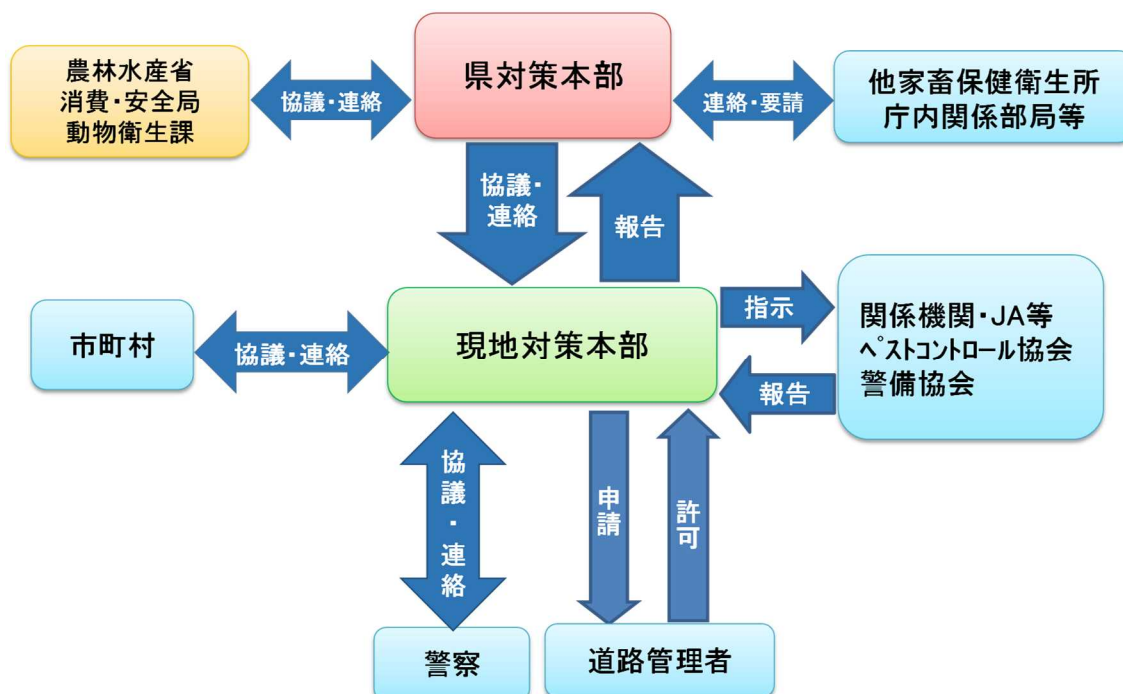
- ア 消毒ポイントの管理・運営

- イ 制限区域・消毒ポイント設置に係る助言
- ウ 消毒ポイントで使用する消毒薬に係る使用上の注意点等の指導・助言
- エ 消毒ポイント設置における作業人員の派遣
- エ 消毒ポイントに係る防疫資材の確保
- オ 通行制限及び消毒ポイント設置に係る道路使用の調整
- カ 道路占有許可申請及び道路使用許可申請の手続
- キ 通行車両の記録、証明書発行
- ク 車両消毒実施状況の集計
- ケ 選定した消毒ポイント候補地の県畜産課への報告（非発生時）

(3) 市町村等の対応

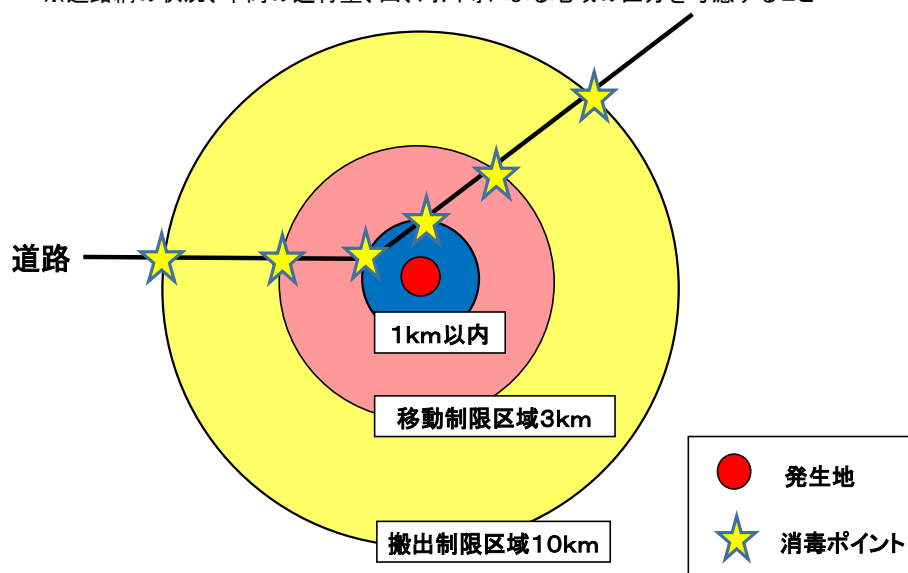
- ア 制限区域・消毒ポイント設置に係る助言
- イ 消毒ポイント設置および運業者委託までの作業人員の派遣
- ウ 消毒ポイントで使用する水源及び電力確保に係る協力
- エ 消毒ポイント候補地の調査、設置予定地の選定（非発生時）

消毒ポイントの運営体制



消毒ポイントの概要

発生農場周辺(1km以内)、制限区域の境界等に消毒ポイントを設置
※道路網の状況、車両の通行量、山、河川等による地域の区分を考慮すること



2 消毒ポイントの選定

発生農場周辺の感染拡大を防止すること並びに移動制限区域の外側及び搬出制限区域の外側への感染拡大を防止することに重点を置き、消毒ポイントの設置場所を選定する。

(1) 消毒ポイントの選定

消毒ポイントは、原則、次の場所に設置する。

ア 発生農場周辺（当該農場からおおむね半径1kmの範囲内）

イ 移動制限区域(3km)の境界その周辺の主要な幹線道路

ウ 搬出制限区域の境界その周辺の主要な幹線道路

エ 移動及び搬出制限区域内の高速道路のインターチェンジ付近

設置場所の検討に当たっては、警察署長及び道路管理者と十分に協議するとともに、周辺の住環境、農業への影響等も十分に勘案するものとする。

なお、移動制限区域の拡大、縮小等に合わせその都度設置場所を見直す。

※ 高速道路等のインターチェンジは、NEXCOの管理となるため、高速道路を管轄する警察（高速道路交通警察隊）やNEXCOに協力要請を行い、必要に応じて、道路使用許可申請等、必要な書類を提出する。

(2) 消毒ポイントの設置条件

- ア 大型車両の引き込み及び停止が可能であり、動力噴霧器等の消毒用機材、作業用テントを設置するスペースを有する場所であること。
- イ 車両の出入りに、視界が確保できること。
- ウ 水が十分確保できること。
- エ 交通渋滞を引き起こさない場所であること。
- オ 周辺の環境（騒音・水質汚濁等）に十分配慮すること。

※ 水の確保が困難な場合、給水車等を手配する。

3 消毒ポイントの設置・運営

設置場所は、家保と市町村が事前協議しリストアップした場所から選定する。現地対策本部は、疑い事例について病性鑑定材料送付の報告を受けた後、速やかに消毒ポイント運営のための手続きや準備を行う。

(1) 道路の使用について

現地対策本部は管轄警察署及び道路管理者に、道路使用許可申請等又は、道路占有許可申請の必要な書類を提出する。また、警察官等に設置現場を確認してもらい、各種看板の設置や交通誘導員の配置等について指導を受ける。

(2) 資材の搬入

現地対策本部の担当者は、「消毒ポイント必要資材表」を参考に、防疫ステーションや各種施設から、備蓄されている機材・資材や消毒に用いる水等の搬入を行う。また、運営に必要な資機材について県対策本部へ依頼する。

テントや簡易トイレの搬入・設置を行う際には、各消毒ポイント総括係が現地で立ち会い指示を行う。

(3) 人員の配置

現地対策本部の担当者は、各消毒ポイントの運営に必要な人員を配置するとともに、県対策本部に車両の誘導や消毒作業を行う業者を手配するよう依頼する。なお、業者が到着するまでの期間は、車両の誘導及び消毒作業を現地対策本部と市町村が協力し実施する。

4 消毒ポイントでの作業

消毒ポイントは、病性決定後速やかに稼働できるように準備し、発生農場周辺の概ね1kmに設置する消毒ポイントと、発生農場から3kmの移動制限区域、設定した場合の搬出制限区域に設置する消毒ポイントについて下記のとおり作業を実施する。

72時間までを市町村へ協力依頼する。出来るだけ市町村の負担をへらすため、早めに業者を選定する。

運営方法については、家保等が市町村へ助言・指導する。

(1) 1km設置の消毒ポイント：

稼働時間24時間（8時間3交代）体制で、発生農場の防疫措置完了（概ね72時間）まで設置する。

1クール人員配置

記録総括係・・・・・・・・1名

車両誘導係・・・・・・・・1名

車両消毒係・・・・・・・・2名

1クール作業員数 4名

●必要人員（設置ポイント1カ所あたり必要人員数）

動員	1日目（～24時間）			2日目（～48時間）			3日目（～72時間）			合計
	1クール	2クール	3クール	4クール	5クール	6クール	7クール	8クール	9クール	
市町村職員	4	4	4	4	4	4				24
委託業者							4	4	4	12
	4	4	4	4	4	4	4	4	4	36

(2) 移動制限(3km)、搬出制限区域(10km)設置の消毒ポイント：

稼働時間を午前8時から午後8時までの12時間（6時間2交代）を基本として制限区域解除まで設置。

【設置期間（概ね）】

*移動制限区域設置の消毒ポイント→発生農場の防疫措置完了後28日目まで設置

*搬出制限区域設置の消毒ポイント→発生農場の防疫措置完了後17日目まで設置

1クール人員配置（6時間交代）

記録総括係・・・・・・・・1名

車両誘導係・・・・・・・・1名

車両消毒係・・・・・・・・2名

1クール作業員数 4名

●必要人員（設置ポイント1カ所あたり必要人員数）

* 移動制限区域消毒ポイント人員

動 員	1日目 (12時間)		2日目 (42時間)		・・・	31日目		合 計
	1クール	2クール	3クール	4クール		・・・	61クール	
市町村職員	4	4	4	4				16
委託業者					・・・	4	4	232
	4	4	4	4	・・・	4	4	248

* 搬出制限区域消毒ポイント人員

動員	1日目 (12時間)		2日目以降		・・・	20日目		合 計
	1クール	2クール	3クール	4クール		・・・	39クール	
市町村職員	4	4	4	4				24
委託業者					・・・	4	4	136
	4	4	4	4	・・・	4	4	160

(3) 各係作業内容

- ア 記録総括係 : 通行車両の記録、証明書発行、資材等の調達
- イ 車両誘導係 : 消毒ポイントへの車両の誘導
- ウ 車両消毒係 : 車両消毒及び運転手の手指、マット消毒

(4) 全体の作業手順

- ア 車両等を消毒ポイント（消毒マットを含む。）まで安全に留意して誘導
- イ 記録係は車両ナンバー等を確認し、「車両消毒記録表」に記録
- ウ 車両消毒の実施
- エ 消毒終了後「車両消毒済証明書」を発行
- オ 記録係は、1日の車両消毒台数をとりまとめ、現地対策本部に報告
- カ 報告を受けた現地対策本部は、各消毒ポイント分をとりまとめ県畜産課へ報告
- キ 車両消毒マットが配備されている場合は、随時消毒薬を補充
- ク 記録・総括係は、必要に応じて防疫資材の補充や、施設の補修等を実施

※ 公共施設等における消毒

県は豚熱の発生の状況及び発生のリスクの程度を踏まえつつ、公共施設、各種イベント、ホテル、ゴルフ場等の多数の者が集合する施設等について、消毒設備を自主的に設置するよう、指導する。

※ 自主消毒ポイント

市町村等が、制限区域に係る消毒ポイント以外に、本病のまん延及び侵入防止の観点から必要と判断した場合は、関係機関と協議の上、自主的な消毒ポイントを設置することができる。

消毒対象車両等の例

対象車両：移動制限区域内を通過する養豚関係などの車両
・飼料運搬車 ・トラック（豚出荷用や殺処分畜などを積載している）
・一般動員者移送用のマイクロバス ・その他（家畜診療車、医薬品配送等の車両等）
* 養豚農家へ出入りする車両が対象（牛・鶏などの飼料運搬車等は対象外とする）



消毒ポイント必要資材表（1カ所・1日当たり）

チェック	品名	規格	数量	備考
<input type="checkbox"/>	動力噴霧器（タンク含む）		1	
<input type="checkbox"/>	投光器		1	
<input type="checkbox"/>	消毒薬（パコマ想定）	1ℓ	5	
<input type="checkbox"/>	手指消毒薬（スプレー）	500 mℓ	1	
<input type="checkbox"/>	踏込消毒槽または消毒マット		1	
<input type="checkbox"/>	燃料タンク（ガソリン・軽油）	10ℓ	1	
<input type="checkbox"/>	携帯用噴霧器（手動式）	5ℓ	1	
<input type="checkbox"/>	防疫服	M. L. LL	32	
<input type="checkbox"/>	簡易マスク	50枚	1	
<input type="checkbox"/>	薄手手袋	L. 100枚	1	
<input type="checkbox"/>	ゴム長靴	26. 27cm	32	
<input type="checkbox"/>	カッパ（雨天時用）	L	32	
<input type="checkbox"/>	看板・予告看板		適	
<input type="checkbox"/>	誘導灯		2	
<input type="checkbox"/>	三角コーン		適	
<input type="checkbox"/>	拡声器		1	
<input type="checkbox"/>	テント		1	
<input type="checkbox"/>	机		2	
<input type="checkbox"/>	パイプ椅子		5	
<input type="checkbox"/>	懐中電灯		2	
<input type="checkbox"/>	筆記用具		適	
<input type="checkbox"/>	バインダー		3	
<input type="checkbox"/>	紙タオル	箱	1	
<input type="checkbox"/>	ゴミ袋	ロール	1	
<input type="checkbox"/>	ガムテープ		1	
<input type="checkbox"/>	作業員用手先消毒薬（スプレー）	500 mℓ	2	
<input type="checkbox"/>	車両消毒済証明書	様式	適	
<input type="checkbox"/>	車両消毒記録表	様式	100	
<input type="checkbox"/>	消毒用スタンプ		2	
<input type="checkbox"/>	携帯電話（充電器含む）		1	
<input type="checkbox"/>	簡易トイレ		1	
<input type="checkbox"/>	トイレットペーパー		適	

第 11 ウイルスの浸潤状況の確認

1 疫学調査

(1) 調査の実施方法

県は、異常豚の届出があり農場立入で豚熱を否定できない場合の疫学情報の収集、農場等における人、車両等の出入りの状況の確認等により、ウイルスに汚染されたおそれのある豚等（以下「疫学関連家畜」という。）を特定するための疫学調査を実施する。

(2) 疫学関連家畜

(1) の調査の結果、次のアからエまでに該当する豚等であることが明らかとなったものは、動物衛生課と協議の上、疫学関連家畜と判断し、速やかに特定症状の有無等の異常について、立ち入り又は聞き取りにより確認する（移動制限区域に含まれている場合を除く。）

また、患畜又は疑似患畜との接触後又は接触若しくは交差汚染した可能性がある日から28 日を経過した後に必要な検査を行う。

ア 病性等判定日から遡って11 日以上28 日以内に患畜と接触した豚等

イ 病性等判定日から遡って11 日以上28 日以内に疑似患畜（臨床症状を呈していたものに限る。）と接触した豚等

ウ 次の*1～3に規定する疑似患畜が飼養されていた農場で飼養されている豚等

*1 疫学調査の結果により、患畜・疑似患畜と判定した日から遡って10日の日から現在までに患畜又は疑似患畜と接触したことが明らかとなった豚等。

*2 疫学調査の結果により、病性鑑定日から遡って10日目の日より前に患畜又は疑似患畜と接触したことが明らかになった豚頭であって、当該患畜または初発の疑似患畜の発症状況等からみて、患畜となるおそれがあると家畜防疫員が判断した豚等。

*3 疫学調査の結果により、病性鑑定日から遡って21日目の日から現在までの間に患畜又は初発の疑似患畜から採取された精液を用いて人工授精を行った豚等。

エ 病性等判定日から遡って28 日以内に発生農場の衛生管理区域に出入りした人、物又は車両が当該出入りした日から7日以内に他の農場等の衛生

管理区域に出入りした場合や他の農場の飼養豚や車両がと畜場等において発生農場からの出荷豚や車両等と交差汚染した可能性がある場合等において、当該人、物又は車両の出入り時の消毒等の実施状況から疑似患畜となるおそれがある豚等が飼養されている当該他の農場の豚等

(3) 報告徴求

県は、疫学関連家畜を飼養する農場の所有者に対し、毎日の健康観察を徹底するよう指導するとともに、法第52条の規定に基づき、毎日、当日の死亡頭数等について、28日を経過した後に実施する検査で陰性が確認されるまで報告するよう求める。

(4) 疫学関連家畜飼養農場における移動制限措置

疫学関連家畜を飼養する農場においては、(2)で疫学関連家畜と判断されてから患畜又は疑似患畜との最終接触(推定)後28日を経過した後に実施する血清抗体検査(エライザ法)及び血液検査等で陰性が確認されるまで、法第32条の規定に基づき、次に掲げるものの移動を制限する。

また、当該農場への関係者以外の者の立入りを制限する。

- ア 生きた豚等
- イ 採取された精液及び受精卵(病性等判定日から遡って21日目の日より前に採取され、区分管理されていたものを除く。)
- ウ 豚等の死体
- エ 豚等の排せつ物等
- オ 敷料、飼料及び家畜飼養器具

(5) 移動制限の対象外

(4)の移動制限の対象となった場合であっても、まん延防止のための措置が適切に執られている場合等については、動物衛生課と協議の上、特定の場所へ移動させることができる。

2 移動制限区域内の周辺農場の検査

(1) 発生状況確認検査

県は、本病の発生が確認された場合には、原則として24 時間以内に移動制限区域内の農場（豚等を6 頭以上飼養するものに限る。）に立ち入り次により検査を実施する。

●必要人員

獣医師1名・市町村職員1名の2名体制で実施

ア 臨床検査

移動制限区域内の農場（豚等を6 頭以上飼養するものに限る。）に立ち入り、特定症状の有無について確認する。

イ 血液検査、抗原検査及び血清抗体検査

アの際、一定頭数について、血液検査（白血球数測定及び好中球の核の左方移動の確認）、抗原検査（遺伝子検出検査、ただし、死亡した豚等については扁桃等を用いた蛍光抗体法）及び血清抗体検査（エライザ法）を実施する。

ウ 追加採材

浸潤状況検査で陽性となった場合の追加採材方法については、家畜衛生試験場と確認。

(2) 清浄性確認検査

移動制限区域内における清浄性を確認するため、当該移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了後17 日が経過した後に、（1）と同様の検査を行う。

(3) 検査における対応等

ア 県対策本部の対応

（ア）対象農場の決定

（イ）対象農場を管轄する家保が複数に及ぶ場合は該当する家保への連絡

（ウ）対象農場を管轄しない家保、食肉衛生検査所、大学及び農林水産省等へ獣医師の動員要請

（エ）動物衛生課への農場リストの送付

イ 現地対策本部の対応

（ア）検査対象農場のリストアップ

（注意：浸潤状況調査においても農場番号固定）

- (イ) 対象農場・関係機関への連絡
- (ウ) 検査動員者（獣医師含む）の集合場所（公民館等）の確保
- (エ) 市町村・関係機関等に対し、案内員の動員及び車両提供を要請
- (オ) 発生規模に応じて、県対策本部と連携をとり、獣医師の動員を要請
- ウ 市町村・団体等の対応
 - (ア) 検査のための行程案の作成に係る助言
 - (イ) 案内員の確保
 - (ウ) 車両の確保
 - (エ) 検査動員者（獣医師含む）の集合場所（公民館等）の検討及び提供
 - (オ) 集合場所における車両消毒の協力
- エ 動員者集合場所（公民館等）の対応（現地対策本部防疫対策班）
 - (ア) 班編制、行程案の作成及び調整
 - (イ) 検査に必要な資材の確保
 - (ウ) 班ごとの資材の準備
 - (エ) 採血後の動員者への日程等説明
 - (オ) 採材リストの作成と県畜産課への送付
- オ 必要資材
 - (ア) 防疫資材
 - 作業着、長靴、防疫服、ブーツカバー、ディスポキャップ、ディスポ手袋、ディスポマスク
 - (イ) 記録資材
 - 発生状況・清浄性確認臨床検査台帳、疫学調査票、紙挟み、筆記用具、防水デジタルカメラ、携帯電話
 - (ウ) 消毒資材
 - バケツ、消毒薬（逆性石けん液等）、携帯用噴霧器
 - (エ) 検査資材
 - 体温計、保定用具（ワイヤー・ロープ等）、白布（消毒薬に浸し、その上に資材を置くために用いる）、懐中電灯、ヘッドライト、真空採血管、ホルダー、採血針、アルコール綿、保冷資材、クーラーボックス、マジックペン、針入れ、ゴミ入れ、ビニール袋、資材用カゴ等

3 疫学関連家畜又は移動制限区域内の検査で異常又は陽性が確認された場合の対応

県は、疫学関連家畜又は発生状況確認検査・清浄性確認検査)で異常又は陽性が確認された場合は、直ちに次の措置を講ずる。

(1) 疫学関連家畜の検査で陽性が確認された場合

浸潤状況調査においてエライザ法により陽性が確認された場合の措置を実施するとともに、疫学関連家畜の結果及び浸潤状況調査においてエライザ法により陽性が確認された場合において実施した検査の結果について(遺伝子解析等検査が終了している場合にあつては、その結果についても)、動物衛生課に報告する。

(2) 発生状況確認検査及び清浄性確認検査で異常又は陽性が確認された場合

適正な手続により、必要な検体を動物衛生研究部門に送付するとともに、動物衛生課に報告する。

4 検査員の遵守事項

疫学調査及び発生状況確認検査・清浄性確認検査を行う者は、次の事項を遵守する。

(1) 発生農場の防疫措置に従事した日から7日を経過していない者は、疫学調査及び発生状況確認検査・清浄性確認検査において、農場に立ち入らないこと。ただし、発生農場での防疫措置実施時や発生農場からの退場時のバイオセキュリティ措置が適切に実施されていることが確認される場合には、その期間を3日まで短縮できるものとする。

(2) 車両を当該農場の衛生管理区域の外に置き、防疫服を着用して畜舎に入ること。

(3) 当該農場を出る際には、身体のほか、衣服、靴、眼鏡その他の携行用具の消毒及び車両の消毒を行うこと。

(4) 帰宅後は、入浴して身体を十分に洗うこと。

(5) 立ち入った農場の家畜について疫学調査又は移動制限区域内の周辺農場の検査で異常又は陽性が確認された場合には、当該農場の家畜が患畜又は疑似患畜のいずれでもないことが確認されるまで、他の農場に立ち入らないこと。

●移動制限区域内の養豚農家検査（発生状況確認検査及び清浄性確認検査）について（動員者配布用）

1. 発生状況確認検査及び清浄性確認検査

（1）発生状況確認検査

原則として発生から24 時間以内に、移動制限区域（半径3km以内の農場で豚、いのししを6頭以上飼養するものに限る。）に立ち入り、獣医師が臨床検査と採血を実施する。

（2）清浄性確認検査

移動制限区域内における清浄性を確認するため、当該移動制限区域内の発生農場の防疫措置の完了後17 日が経過した後に、（1）と同様の検査を行う。

2. 作業人員と作業内容

（1）人員：獣医師1名と市町村職員1名の2名体制で実施

（2）作業内容：立入農場への案内、獣医師が実施する豚の採血等の補助

（3）作業手順

- ① 現地対策本部から指定された集合場所等（公民館等）へ集合。
- ② 当日の日程確認（立入農場の経路と位置、時間等の確認）。
 - ・立入は原則1班1日1農家を実施する。
- ③ 獣医師と農家位置及び採材等について打ち合わせを実施。
- ④ 必要資材の確認と車両への詰め込み。
- ⑤ 事前に知らされている消毒ポイントを必ず通過して農場へむかう。
- ⑥ 農場へ到着したら、防疫服、手袋、マスク、長靴等を装備する。
- ⑦ 豚舎にはいり獣医師の指示のもと作業を実施。
- ⑧ 作業終了後、消毒ポイントを通過して血液及び採材台帳等を指定された検査機関（本島内は家畜衛生試験場）へ搬入する。
- ⑨ 搬入後、①の集合場所等へもどり明日以降の日程等を調整したのち解散する。

【留意事項等】

- ・血液採材のための豚飼養農場への入場は原則1班1日1農場だが、1日2農場実施する場合、1件目の農場での作業終了後、徹底した消毒を行い、他の農場へは立ち寄らず、直ちにシャワーを浴び、新しい衣服に着替え、次の農場へ入場すること。

3. 豚の保定方法（豚の保定は基本的に農場主が行う）

(1) 簡易鼻保定器による保定（雄豚、母豚、肥育豚）

「簡易鼻保定器」を使って豚のキバに引っかけて保定する。

- ① 豚を壁際などに追い込んでから、鼻先に保定器の輪をぶら下げる。
- ② 口の中（キバの奥）へ輪を一気に押し込んで輪を閉める。
- ③ 輪をしめた状態で、豚の前に移動して保定器のロープを豚舎鉄柵などの適当な場所にまきつける（指をはさまないように注意する）。
- ④ ロープの保定の高さは、豚の頭がすこし持ち上がる程度の高さで保定する（採血しやすくなる）
- ⑤ 輪をはずす場合は、少し緩めてからすばやくキバにかからないように豚の口から引き抜く。



鼻保定器による保定

4. 検査材料の採材方法等

清浄性確認検査

聞き取り
飼養頭数・豚舎数・異状の有無

採材方法

- ・調子が悪い個体があった場合には最優先で採材
- ・合計30頭以上（飼養頭数が30頭未満の場合は全頭）
- ・各豚舎から5頭以上（5頭未満の場合、全頭）
（例：7豚舎×5頭=35頭）
- ・豚舎内の位置、日齢がばらけるようにランダムに採血
- ・各個体、プレーン1本、EDTA1本ずつ ※EDTAは必ず転倒混和
- ・血液最低限採取量 4 ml（プレーン3ml EDTA 1ml）
（あくまでも最低限であるため採血できる時はこの倍量とること）

採材困難時の対応

- 1) まずは採血 try すること。
- 2) 結果、採血できなかった場合、なぜできなかったのか記録を残すこと
- 3) 採血できなかった個体について異状の有無等、記録を残すこと

注意点

- ・ラッカーで個体に印を付けるとともに、どの豚舎から採血したかわかるように見取り図に記入すること
（濃くはっきりと記入）

清浄性確認検査 (サーベイランス検査)

豚房にかたよりのないよう
にランダムに採血

●	●●	●●●
●●	●●●	●●●●
●●●	●●●●	●●●●●
●●●●	●●●●●	●●●●●●
●●●●●	●●●●●●	●●●●●●●

豚舎×5頭かつ最低30頭
(飼養規模が30頭未満の場
合は全頭)

5 飼養衛生管理基準の遵守状況の確認（法第34条の2）

- (1) 家保は、患畜又は疑似患畜であると判定するとの連絡を受けた場合には、速やかに、立入検査、直近の飼養衛生管理基準の遵守状況調査及びこれまでの飼養衛生管理に係る指導の結果等により、制限区域内を中心に豚等を飼養する農場における飼養衛生管理基準の遵守状況を確認する。
- (2) 県畜産課は、(1)の結果、豚等の所有者が、飼養衛生管理基準のうち次に掲げる事項を遵守しておらず、直ちに改善しなければ豚熱がまん延する可能性が高いと認める場合には、飼養衛生管理指導等計画に沿って、当該豚等の所有者に対して、期限を定め、改善すべき事項等を記載した文書を交付することにより、改善すべき旨の勧告を行う。
 - ① 衛生管理区域内における家畜の伝染性疾病の病原体による汚染の拡大の防止の方法に関する事項
 - ② 衛生管理区域外への家畜の伝染性疾病の病原体の拡散の防止の方法に関する事項
- (3) 県畜産課は、(2)の勧告を受けた豚等の所有者が、当該勧告に従わない場合には、飼養衛生管理指導等計画に沿って、期限を定め、改善すべき事項等を記載した文書を交付することにより、当該勧告に係る措置をとるべき旨を命ずる。

6 野生いのししにおける感染確認検査

家保は、豚等が患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合は、発生農場の周囲の地域において、野生いのししの感染確認検査を実施する。

第12 緊急ワクチン（法第31条第1項）

豚熱のワクチンは、適切に接種されれば発症を防御することができるが、無計画かつ無秩序なワクチンの使用は、感染畜の存在を分かりにくくし、早期発見を困難にし、発生拡大の防止や、清浄性確認の際に支障を来たすおそれがある。

このため、ワクチンの使用については、慎重に判断する必要があり、我が国における本病の防疫措置は、早期発見と患畜及び疑似患畜の迅速な殺を原則とし、予防的なワクチンの接種は原則行わないこととする。

1 緊急ワクチン接種の実施の判断

（1）農林水産省は、次の要素を考慮して、発生農場におけると殺及び周辺農場の移動制限のみによっては、感染拡大の防止が困難と考えられる場合には、まん延防止のための緊急ワクチン接種の実施を決定する。（なお、豚熱について予防的殺処分は認められていない。）

ア 埋却を含む防疫措置の進捗状況

イ 感染の広がり（疫学関連農場数）

ウ 環境要因（周辺農場数、家畜飼養密度、山、河川の有無等の地理的状況）

2 緊急ワクチン接種の実施手順等

（1）県は、農林水産省が策定した緊急防疫指針に基づき、速やかに緊急ワクチン接種を実施する。

第13 消毒

1 法第9条又は30条による消毒及びねずみ駆除

県は、豚熱の発生予防及びまん延防止の観点から、発生農場以外の豚等飼養施設での、消毒及びねずみ駆除の実施を命ずることがある。

(1) 県対策本部の対応

- ア 消毒及びねずみ駆除実施に係る周知（告示等）
- イ 消毒薬・殺そ剤の確保と対象施設の決定
- ウ 輸送業者への連絡調整
- エ 消毒薬・殺そ剤関係書類事務

(2) 家保等の対応

- ア 対象施設への配付方法の調整
- イ 市町村等への連絡及び協力依頼
- ウ 消毒薬・殺そ剤受領書の確認及びとりまとめ

(3) 市町村等の対応

- ア 対象施設の消毒薬配付への協力
- イ 消毒薬・殺そ剤配付時の受領書のとりまとめへの協力

消毒事例（出典：沖縄県）



第14 豚等の再導入

1 再導入に際しての立入検査等

家保は、豚等の再導入を予定する発生農場を対象に、最初の導入予定日の1か月前以内に、当該農場に立入検査を行い、清掃、消毒、飼養衛生管理基準の遵守状況等の確認を行う。また、清掃、消毒等が確認された場合、当該農場に清浄性を確認するための豚等（以下「モニター豚」という。）を導入するよう当該農場を指導する。この際、当該農場に対し、再導入後は毎日豚等の臨床観察を行うとともに、異状を認めた際には、直ちに家保に届け出るよう指導する。

なお、家保は、当該農場がモニター豚を導入した場合、導入後2週間が経過した後、当該農場への立入検査を実施し、導入したモニター豚の臨床検査及び遺伝子検出検査を実施する。また、移動制限区域の解除後、少なくとも3か月間、立ち入りによる臨床検査を行い、監視を継続する。

豚等の再導入に際しての要件

農場が豚等の再導入を予定している場合は、家畜防疫員は、当該農場に立ち入り、次に掲げる要件について確認する。

- 1 農場内の消毒を、と殺終了後1週間間隔で3回（防疫措置の完了時の消毒を含む。）以上実施していること。
- 2 農場内の飼料、豚等の排せつ物等に含まれる豚熱ウイルスの不活化に必要な処理が完了していること。
- 3 飼養衛生管理基準が遵守できる体制となっていること。

2 ワクチン非接種区域における豚等の再導入

接種区域外における豚等の再導入に関する事項

接種区域外（ワクチン非接種区域）の農場が豚等を再導入する際は、次のとおり対応する。

- 1 モニター豚は、原則として、1豚舎当たり30頭以上配置するよう指導する。この際、豚舎内で偏りが無いよう、動物衛生課と協議の上、配置する。
- 2 県は、モニター豚を導入した日から14日後に、全ての豚舎に立ち入り、モニター豚を対象とした臨床検査及びPCR検査を実施する。
なお、検査の結果、モニター豚が陽性となった場合においても、本病の発生として扱わない。また、検査の結果が陽性と判明した場合には、直ちに農場内のモニター豚の全頭を殺処分し、農場内の洗浄、消毒を再び実施する。
- 3 家畜防疫員は、モニター豚を導入した農場に対し、モニター豚の陰性を確認後、豚等を段階的に導入するよう指導する。また、導入後は、飼養衛生管理基準の遵守状況について、定期的に確認し、必要に応じて指導する。
- 4 豚等の再導入にあたっては、県は、万が一の発生に備え、迅速に防疫措置を行える体制の確保に努める。

3 ワクチン接種区域における豚等の再導入

接種区域における豚等の再導入に関する事項

接種区域（ワクチン接種区域）の農場が豚等を再導入する際には、原則として、ワクチン接種豚を導入することとし、ワクチン非接種豚を導入する場合は、導入後、直ちにワクチンを接種することとする。

ただし、ワクチン接種豚では農場内の清浄性を確認できないため、次により環境検査を実施した後、豚等を導入する。

1 環境検査の実施方法

(1) 検査材料の採取場所

- ア 豚舎（豚房、床、餌槽、水槽、柵、換気扇、側溝等）
- イ 堆肥舎
- ウ 飼料置き場、飼料
- エ 死亡豚保管場所

オ長靴、給餌用・糞出し用一輪車の車輪と取手、豚の豚舎間移動用のカゴ、糞出し用スコップ等の豚の飼養管理に必要な道具、ねずみ等の野生動物の糞等

(2) 検体数

各豚舎 10 か所（陽性豚舎については、重点的に採材する必要があるため 50 か所）、その他（たい肥舎等）50 か所程度採材する。

(3) 検査方法

ア P B S で濡らしたガーゼ等で採材場所を拭き取り、遺伝子検出検査を実施。

イ 採材は、豚を導入する直前の状態にし、消石灰等の消毒薬が検体に入らないようにする。

ウ 拭き取り後のガーゼ等は P B S 入り遠心管に懸濁し、P B S から遺伝子検出検査用の遺伝子を抽出する。

(4) 遺伝子検出検査はプール検体で実施し、陽性となったプール検体は個別の遺伝子検出検査で判定する。

(5) 個別の遺伝子検出検査で陽性となった検体は、感染性の有無を確認するため、ウイルス分離を実施する。

2 環境検査で陽性になった場合の対応

環境検査においてウイルス分離が陽性となった場合は、陽性となった地点を中心に、農場内の消毒を実施する。また、消毒が完了した後、農場内の清浄性を確認するため、再度、環境検査を実施する。

3 なお、家畜防疫員は、導入後は、飼養衛生管理基準の遵守状況について、定期的に確認し、必要に応じて農場に指導するとともに、万が一の発生に備え、迅速に防疫措置を行える体制の確保に努める。

第15 発生の原因究明

県は、県内で本病が発生した場合、感染の原因、感染経路の究明を目的として、疫学検討チームを編成し防疫対策の一助とする。

原則として発生事例については、全ての事例を対象として、患畜又は疑似患畜を確認後、可能な限り早期に発生農場及びその周辺において疫学調査に資する現地調査を実施する。

国及び県は、発生農場に関する疫学情報の収集、豚等、人（農場作業員、獣医師、家畜人工授精師等豚等に接触する者、地方公共団体職員等）及び車両（家畜運搬車両、飼料運搬車両、死亡獣畜回収車両、堆肥運搬車両等）の出入り、飼料（食品残さを含む。）の給与状況、関係者の海外渡航歴、物品の移動、周辺環境等の疫学情報に関する網羅的な調査を、動物衛生研究部門等の関係機関と連携して実施する。

第16 浸潤状況調査及び野生いのしし対策

1 浸潤状況を確認するための調査

(1) 臨床検査による異常豚の摘発及び病性鑑定

家保は、原則として年1回、法第51条第1項の規定に基づき、管内の農場（豚等を6頭以上飼養するものに限る。）について立入検査を行い、本病には明瞭な臨床症状を呈さないウイルス株があることを念頭に、臨床検査により異常豚の摘発及び当該異常豚の病性鑑定を実施する。

(2) 抗体保有状況調査

県畜産課は、県内の農場数に応じて、95%の信頼度で5%の感染を摘発できる数以上の農場について、抗体保有状況調査（原則として、エライザ法による調査とする。）を実施する。

(3) 病性鑑定材料を用いた調査

家保は、原則として、豚等の全ての病性鑑定事例において、豚熱抗体検査を実施し、家衛試は、豚熱並びにアフリカ豚熱の抗原検査を実施する。

(4) 野生いのししの調査（法第5条第3項）

家保は、関係機関、猟友会等の関係団体等の協力を得て、野生いのししの生息状況の把握に努めるとともに、豚熱ウイルスの浸潤状況を的確に監視・把握するため、積極的に野生いのししから検体を収集し、豚熱及びアフリカ豚熱ウイルスの感染の有無の調査を強化・徹底する。

(5) 調査結果の報告

県畜産課は、(1)から(4)までの調査等の結果について、毎年度、動物衛生課に報告する。ただし、陽性が確認され、豚熱又はアフリカ豚熱ウイルスの感染の疑いがある場合は、その都度、動物衛生課に報告するものとする。

(6) (1)から(4)までの調査等を行う調査員の遵守事項

ア (1)から(3)までの調査等を行う者は、次の事項を遵守する。

(ア) 農場を出る際には、身体のほか、衣服、靴、眼鏡その他の携行用具及び車両の消毒を行うこと。

- (イ) 帰宅後は、入浴して身体を十分に洗うこと。
 - (ウ) 立ち入った農場における臨床検査により異状が確認された場合には、陰性が確認されるまで、他の農場に立ち入らないこと。
- イ (4) の調査を行う者は、次の事項を遵守する。
- (ア) 野生いのししの検体の採材時には、原則として防疫服等を着用し、他に汚染を拡げないように注意すること。
 - (イ) 入山後に、使用した靴は洗浄・消毒を実施し、付着した土等を持ち出さないこと。
 - (ウ) 帰宅後は、入浴して体を十分に洗うこと。

2 予防的ワクチン（法第6条第1項）

(1) 予防的ワクチン接種に対する基本的考え方

- ア 豚熱のワクチンは、適切に接種されれば発症を防御することができるが、無計画かつ無秩序なワクチンの使用は、感染畜の存在を分かりにくくし、早期発見を困難にし、発生拡大の防止や、清浄性確認の際に支障を来たすおそれがある。
- このため、ワクチンの使用については、慎重に判断する必要があり、我が国における本病の防疫措置は、早期発見と患畜及び疑似患畜の迅速な殺を原則とし、予防的なワクチンの接種は原則行わないこととする。
- イ 農林水産省は、野生いのししにおける豚熱感染が継続的に確認される場合等、衛生管理の徹底のみによっては、豚等における感染の防止が困難と認められる場合には、県知事による法第6条に基づく予防的ワクチン接種命令（以下「接種命令」という。）の実施を認める。
- ウ 接種命令を実施する場合、県は、接種命令に基づく家畜防疫員による接種のほか、適時性及び適切性に係る要件を満たすと判断して認定する獣医師（獣医師の属する団体を含む。以下「知事認定獣医師」という。）による接種（原則として初回接種を除く。）を行わせることができる。この場合において、知事認定獣医師が当該要件を満たさなくなったと認めるときは、当該知事認定獣医師の認定を取り消し、当該知事認定獣医師がワクチン接種を行うべき農場に対して、接種命令に基づく家畜防疫員による接種を行わせるものとする。
- エ 国及び県は、ワクチン接種した豚等の安全性について、正確かつ適切な情報の提供を行うとともに、不適正な表示に対し適切に指導を行う。

(2) 接種区域及びワクチン接種プログラム

ア ワクチン接種推奨地域の設定

農林水産省は、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会牛豚等疾病小委員会（以下「小委」という。）の委員等の専門家の意見を踏まえ

（ア）野生いのししにおける豚熱感染状況、（イ）農場周辺の環境要因（野生いのししの生息状況、周辺農場数、豚等の飼養密度、山、河川の有無等の地理的状況等）を考慮し、豚熱ウイルスに感染した野生いのしし（以下「豚熱感染いのしし」という。）から豚等への豚熱感染のリスクが高い地域を、ワクチン接種推奨地域に設定する。

イ 県におけるワクチン接種プログラムの作成

本県がワクチン接種推奨地域に設定された場合であって、かつ、飼養衛生管理の徹底を図ってもなお豚熱感染いのししから豚等への豚熱の感染の防止が困難と認められる場合には、次に掲げる事項を記載したワクチン接種プログラムを作成し、農林水産省の確認を受けることができる。

（ア）接種命令を実施する区域（以下「接種区域」という。）の範囲及び当該接種区域の設定の考え方

（イ）接種開始時期及び初回接種の終了予定時期

（ウ）接種対象頭数及び接種に必要なワクチンの数量の見込み

（エ）接種区域内の農場におけるワクチン接種の進め方（家畜防疫員の確保及び知事認定獣医師の活用を含む。）

（オ）接種後の標識の方法

（カ）接種農場の出荷先となると畜場

（キ）ワクチン接種に係る正確な情報提供に関する事項

（ク）接種区域における遵守事項等の実施を担保する体制

（ケ）その他ワクチン接種に当たり講じる措置の内容

ウ 農林水産省は、当該ワクチン接種プログラムについて、小委の委員等の専門家の意見も踏まえ、ワクチン接種が家畜防疫の観点から適切に実施されることの確認を行う。

エ 県知事による接種区域の設定

（ア）県知事は、ウにより当該ワクチン接種プログラムについて農林水産省の確認を受けた場合には、法第6条第2項において準用する法第5条第2項及び規則第8条に基づき、接種区域を設定することができる。

（イ）県知事は、（ア）により接種区域を設定するに当たっては、当該県の区域内におけるアの（ア）及び（イ）の状況を踏まえ、一体と

してワクチン接種の対象にすることが相当と認められる範囲を面的に設定するとともに、接種区域と非接種区域の接触面が最小なるよう設定しなければならない。

オ 県知事による法第50条の許可

県知事は、家畜防疫員又は知事認定獣医師にワクチン接種を行わせる場合には、法第50条に基づき、豚熱ワクチンの使用の許可を行う。

なお、県知事は、知事認定獣医師に対して法第50条に基づくワクチン使用許可を行う場合には、ワクチンの厳格な管理を行うため、使用、報告等に係る条件を付す。

(3) ワクチン接種推奨地域の見直し及び県による設定の見直し

ア ワクチン接種推奨地域の見直し

農林水産省は、国内における豚熱の発生状況や豚熱感染いのししの確認状況等に応じ、小委の委員等の意見を踏まえ、随時ワクチン接種推奨地域の範囲を見直す。

イ 県による設定の見直し

県は、アのワクチン接種推奨地域の見直し等を受け、接種区域の設定の見直しを検討することとし、見直しを行う場合には(2)のイに基づき農林水産省の確認を受けるものとする。

(4) 対象家畜及び初回の接種方法

対象家畜は、接種区域内で飼養されている全ての豚等とする。ただし、県は、高度な隔離・監視下にある豚等として農林水産省の確認を受けたものについては、除くことができる。また、ワクチンは承認された用法・用量に従って接種するが、初回接種時には、原則として哺乳豚を除き全頭に接種することとする。

(5) 接種区域における遵守事項

ア 飼養頭数等の事前届出

接種農場は、接種に先立ち、飼養頭数、年間出荷計画、知事認定獣医師の活用の有無等の事項について、家保に届出を行う。また、届出内容に変更が生じた場合は、その都度、家保に届出を行う。

イ ワクチン接種時の留意点

家畜防疫員及び知事認定獣医師（以下「家畜防疫員等」という。）は、短時間に迅速かつ確実に接種するとともに、接種した豚等にスプレー

等でマーキングして接種漏れがないよう注意する。また、農場から他の農場やと畜場に移動する場合には、法第7条に基づき確実に標識を付す。

知事認定獣医師によるワクチン接種を受けた豚等について豚等の所有者から請求があった場合には、県は法第8条の規程の例により証明書を交付する。

ウ ワクチン等の管理

県は、ワクチンを適切に保管するとともに、数量の管理及び記録を行う。

エ 豚等の管理

接種農場は、アの届出に従いワクチン接種豚台帳を作成し、接種対象豚等の全てについて、出生日、生産農場、導入日、出荷日、出荷先及び豚熱ワクチンの接種歴を記録する。

オ 移動の管理

接種農場は、当該農場からの豚等の移動等による豚熱ウイルスの拡散のおそれが否定できないことから、次に掲げるものの移動の管理を、後項カに定めるところにより実施する。

(ア) 生きた豚等

(イ) 当該農場で採取された精液及び受精卵（ワクチン接種前に採取され区分管理されていたものを除く。）

(ウ) 豚等の死体

(エ) 豚等の排せつ物等

(オ) 敷料

(カ) 飼料、家畜飼養器具

カ 移動の管理の方法

(ア) 生きた豚等（と畜場出荷を除く。）、精液、受精卵、豚等の死体、豚等の排せつ物等、敷料、飼料、家畜飼養器具については、原則として、接種区域内の農場等への移動・流通に限る。

(イ) 焼却、埋却、化製処理、堆肥化処理又は消毒を目的とした、豚等の死体、豚等の排せつ物、敷料、飼料、家畜飼養器具の接種区域外の焼却施設その他の必要な施設への移動は、以下の要件を満たす場合に限る。

a 飼養されている豚等に臨床的に異状がないこと

b 接種区域外の焼却施設その他移動先の施設において、豚熱ウイルスを拡散させない措置が講じられていることが、当該施設が所在する都道府県により確認されていること

c 当該移動に当たって、車両消毒、移動対象物からの周辺環境等への汚染の防止等豚熱ウイルスを拡散させない措置が講じられていることが、

県により確認されていること

(ウ) 生きた豚のと畜場への出荷は、原則として、接種区域内のと畜場への移動に限定する。

(エ) 生きた豚等の接種区域外のと畜場への出荷は、出荷先のと畜場の所在する都道府県が交差汚染防止対策の実施を確認した場合に限定する。この場合において県は、当該と畜場が所在する都道府県に対して交差汚染防止の実施の確認を要請する。

(6) 接種農場の監視

ア 接種農場のワクチン接種の免疫付与状況等の確認

県は、ワクチンの免疫付与状況及び野外ウイルスの侵入状況を確認するため、全ての接種農場について必要な検査を実施する。

イ 接種農場における豚等の移動に当たっての確認

接種農場が豚等の移動を行うに当たっては、接種農場は出荷する全ての豚の臨床症状の確認を行うとともに、異状が確認された場合には、速やかに家保に連絡を行い、必要な検査を受ける。

(7) と畜場における交差汚染防止対策の実施

接種農場と非接種農場の双方からの出荷先となると畜場については、出荷元となる農場の所在する都道府県からの要請を受け、県が、以下の交差汚染防止対策が講じられていることの確認を行うものとし、この確認が行われない場合には、接種農場からの生きた豚等の移動を認めないものとする。

なお、適切に交差汚染防止対策が講じられている場合には、と畜場におけるウイルスの拡散は防止されることから、と畜場は、ワクチン接種したことのみを理由をもって、接種豚の搬入を拒んではならない。

ア 車両消毒設備が整備されていること。

イ 生体受け入れ施設は、施設の他の場所と明確に区別されていること。

ウ 定期的に清掃・消毒が行われていること。

エ 車両の出入り時の消毒が徹底されていること。

オ 衛生管理マニュアルが適切に定められており、かつ、実際に従業員が当該マニュアルに従って、業務を行っていること。

(8) 接種農場における防疫措置等

接種農場において、患畜又は疑似患畜が確認された場合におけるまん延防止措置については、国の防疫指針に準じて実施することを基本とするが、小委の

委員等の専門家の意見を踏まえ、制限区域の設定等について必要な措置を講じる。

(9) ワクチン接種の終了

県は、早期にワクチン接種を終了するよう野生いのしし対策及び農場のバイオセキュリティの向上を推進する。また、農林水産省が設定するワクチン接種推奨地域に含まれなくなった場合は、ワクチン接種を終了するものとする。

(10) 接種実績の報告

県知事は、ワクチン接種の実施状況及び実施の結果を法第 12 条の 2 に基づき農林水産省に報告する。

第17 野生いのししにおける防疫対応

1 感染の疑いが生じた場合の対応

1 豚熱ウイルスの感染の疑いが生じた場合の対応

県は、野生いのししの調査又は野生いのししの感染確認検査の結果、野生いのししにおいて、豚熱ウイルス感染の疑いが生じた場合は、動物衛生課に報告の上、直ちに当該野生いのしし（2において「感染疑い野生いのしし」という。）が確認された地点の消毒を徹底するとともに、原則として、2の準備を進める。

また、あわせて、動物衛生課と協議の上、必要な検体を動物衛生研究部門に送付する。

2 陽性判定時に備えた準備

県は、1により必要な検体を動物衛生研究部門に送付した場合は、速やかに次の措置を講じ、その内容について、遅くとも3により動物衛生研究部門が行う遺伝子解析の結果が出る前までに、動物衛生課に報告する。

- (1) 感染疑い野生いのししが確認された地点を中心とした半径10kmの区域に所在する農場の戸数及び飼養頭数の確認
- (2) 感染疑い野生いのししが確認された地点周辺の農場で豚熱が発生する場合に豚等のと殺等の防疫措置を実施するため必要となる人員及び資材の確認（国や他の都道府県等からの人的支援の要否を含む。）
- (3) 感染疑い野生いのししが確認された地点周辺の農場における埋却地又は焼却施設等の確保状況（農林水産省の保有する大型防疫資材の利用の有無を含む。）の確認
- (4) 必要に応じ、消毒ポイントの設置場所の選定
- (5) 感染疑い野生いのししが確認された地点の所在する市町村、近隣の県及び関係団体への連絡
- (6) 感染疑い野生いのししが確認された地点を中心とした半径10km以内の区域の農場の豚等及び豚等の死体の移動自粛等の必要な指導
- (7) 感染疑い野生いのししが確認された地点周辺における野生動物間及び野生動物から家畜への感染拡大の防止を図るための体制の確認

3 動物衛生研究部門による検査

動物衛生研究部門は、1により都道府県から検体の送付があった場合には、遺伝子解析をはじめとした必要な検査を行い、その結果について、動物衛生課に報告する。

2 病性の判定

農林水産省は、県で行う遺伝子検出検査等の結果及び動物衛生研究部門で行う遺伝子解析の結果を踏まえ、病性を判定する。

ただし、これにより陽性であると判定された野生いのししが確認された地点周辺の地域において、既に豚熱ウイルスに感染した野生いのししが確認されている場合は、動物衛生研究部門の検査結果を待たずに判定する。

その結果については、判定後直ちに、動物衛生課から県畜産課へ通知する。

3 病性判定時の措置

1 関係者への連絡

(1) 県は、野生いのししにおいて豚熱が陽性であると判定する旨の連絡を受けた場合には、速やかに、次の者に対し、その旨及び当該野生いのししが確認された地点について、電話、ファクシミリ、電子メール等により連絡する。

ア 県内の豚等の所有者及び飼養衛生管理者

イ 県内の市町村

ウ 県内の獣医師会、生産者団体その他の関係団体等

エ 県警察、自衛隊その他の関係機関

オ 近隣の都道府県

(2) (1) により情報を提供する際には、当該情報提供を受ける者に対し、当該情報の提供が豚熱のまん延防止を目的として行われるものであることを周知し、当該情報をそれ以外の目的で使用したり、漏えいさせることのないよう必要な指導を行う。特に、情報が無秩序に拡散するおそれがあるため、当該情報をウェブサイト等に掲載することは厳に慎むよう指導を行う。

(3) 都道府県は、野生いのししにおいて豚熱が陰性であると判定する旨の連絡を受けた場合には、その旨を感染疑いイノシシが確認され地点の所在する市町村、関係団体及び感染疑いイノシシが確認された地点を中心とした半径10km以内の豚等農家に連絡する

4 対策本部の開催及び国、都道府県等の連携

- (1) 農林水産省は、野生いのししにおいて豚熱が陽性であると判定後、必要に応じ、速やかに、農林水産省対策本部を開催し、防疫対応等を定めた防疫方針を決定する。ただし、特段の必要があるときは、病性の判定前に開催する。
- (2) 農林水産省は、動物衛生研究部門、独立行政法人家畜改良センターその他の関係機関の協力を得て、必要に応じて次の職員等を発生都道府県に派遣する。
 - ア (1) の防疫方針を都道府県に正確に伝達し、国と都道府県が連携を密にできるよう調整する職員
 - イ (1) の防疫方針の見直し（緊急防疫指針の策定を含む。）を適時適切に行うための感染状況の正確な把握を行う疫学や野生いのしし等の専門家
- (3) 都道府県は、(1) の防疫方針に即した具体的な防疫措置を円滑に実行するため、野生いのししにおいて豚熱が陽性であると判定する旨の連絡を受けた後、必要に応じ、速やかに、都道府県対策本部を開催する。ただし、円滑かつ的確な防疫対応を行う上で特段の必要があるときは、病性の判定前に開催する。
- (4) 都道府県は、都道府県対策本部の役割及び機能が円滑かつ十分に発揮できるよう、当該本部において、防疫措置、資材調達、疫学調査、広報、出納管理等の本部内での役割分担を定める。
- (5) 農林水産省から派遣された(2)アの職員は、都道府県対策本部に出席し、(1)の防疫方針を伝達し、必要な調整を行う。
- (6) 都道府県対策本部は、円滑かつ的確な防疫措置を実施するため、市町村、警察、獣医師会、生産者団体等との連絡体制を構築する。
- (7) 農林水産省は、都道府県からの申請に応じ、速やかに、保有する防疫資材及び機材を譲与し、又は貸し付ける。

- (8) 農林水産省対策本部及び都道府県対策本部以外の対策本部を設置する場合には、その目的と所掌範囲を明確にし、事務の重複や指揮命令系統が混乱することのないよう留意する。

5 報道機関への公表等

- (1) 野生いのししにおいて豚熱が陽性であると判定されたときは、農林水産省及び都道府県は、その内容や今後の防疫措置について報道機関に公表する。ただし、円滑かつ的確な防疫措置を行う上で特段の必要があるときは、動物衛生課は県畜産課と協議の上、病性の判定前に公表する。
- (2) (1) による公表は、原則として、農林水産省及び都道府県が同時に行う。
- (3) (1) による公表に当たっては、人、車両等を介して感染が拡大するおそれがあること等について正確な情報提供を行う。
- (4) 報道機関等に対し、次の事項について、協力を求める。
- ア プライバシーの保護に十分配慮すること。
 - イ 野生いのししが確認された地点には近づかないなど、まん延防止及び防疫措置の支障にならないようにすること。

6 通行の制限又は遮断（法第10条及び法第25条の2第3項）

(1) 県又は市町村は、野生いのししにおいて豚熱が陽性であると判定する旨の連絡を受けた後、当該野生いのししが確認された地点周辺の環境等を考慮し、必要に応じて、速やかに、管轄の警察署及び関係自治体の協力を得て、ア又はイの期間を定め、当該地点周辺への不要・不急の立入の制限（当該地域で行う経済活動や観光活動等を含む。）や近隣の農場周辺の通行の制限または遮断を行う。この場合において、通勤、通学、医療、福祉等のための通行については、十分な消毒を行った上で、これを認めることとする。

なお、当該措置を講じる場合は、当該地点を管轄する警察署等と事前に必要な協議・調整を行うものとする。

ア 当該地点を中心とした半径3km以内の区域の豚等を使用する農場に対し、発生予防対策のために(1)の措置を講じる場合：法第10条第3項に基づ

き、72時間を超えない期間

イ アと同じ区域において豚等を飼養する農場は無いが、ウイルスの拡散防止のために（１）の措置を講じる場合：法第25条の2第3項に基づき、ウイルスの浸潤状況等が判明するまでの間を目安とした期間

（２）野生いのししにおける感染状況等から、通行の制限または遮断を継続する必要がある場合には、道路管理者等との協議を行い、まん延防止の観点から、適切な制限を実施できるよう、あらかじめ調整する。

（３）家畜伝染病予防法施行令第3条又は第7条に規定する通行の制限または遮断の手続き等については、事前に関係市町村の住民に対し、その概要及び必要性を説明するように努め、事前に説明することが困難な場合には、実施後速やかに説明する。

7 移動制限区域の設定（法第32条）

（１）移動制限区域の設定

県は、野生いのししにおいて豚熱が陽性であると判定する旨の連絡を受けた場合には、動物衛生課と協議の上、速やかに、原則として、当該野生いのししが確認された地点を中心とした半径10km以内の区域について、家畜等（（7）に掲げるものをいう。）の移動を禁止する区域（以下（２）において「移動制限区域」という。）として設定する。ただし、判定前であっても、豚熱である可能性が高いと認められる場合には、動物衛生課と協議の上、当該判定結果を待たずに移動制限区域を設定する。

（２）移動制限区域の設定方法

ア 移動制限区域の外縁の境界は、市町村等の行政単位又は道路、河川、鉄道その他境界を明示するために適当なものに基づき設定する。

イ 移動制限区域が複数の都道府県にわたる場合には、動物衛生課の指導の下、事前に、当該都道府県の間で十分に協議を行う。

ウ 移動制限区域の設定に先立ち、その都度、次の措置を講ずる。なお、事前にこれらの措置を講ずる事が困難な場合には、設定後速やかにこれらの措置を講ずる。

（ア）移動制限区域内の豚等の所有者、市町村及び関係機関への通知

（イ）報道機関への公表等を通じた広報

（ウ）主要道路と移動制限区域との境界地点での標示

(3) 豚等の所有者への連絡

都道府県は、移動制限区域の設定を行った場合には、速やかに、当該区域内の豚等所有者に対し、その旨及び10の1の(2)の立入検査の予定について、電話、ファクシミリ、電子メール等により連絡する。

(4) 移動制限区域内の農場への指導

家保は、移動制限区域の設定を行った場合は、移動制限区域内の全ての豚等の所有者に対し、健康観察を徹底するよう指導するとともに、いのしし等の野生動物の侵入防止等の飼養衛生管理の徹底について指導する。また、法第52条に基づき、毎日、当日の特定症状の有無、死亡頭数等について、移動制限区域が解除されるまでを目安として報告するよう求める。

(5) 移動制限区域の変更

ア 移動制限区域の拡大

野生いのししにおける感染の確認状況等から、移動制限区域外の豚等での発生が想定される場合には、動物衛生課と協議の上、移動制限区域を拡大する。

イ 移動制限の縮小

野生いのししにおける感染の確認状況等から、感染拡大が限局的なものとなっていることが明らかとなってきたときは、動物衛生課と協議の上、移動制限区域の範囲を半径3kmまで縮小することができる。

(6) 移動制限区域の解除

移動制限区域は、野生いのししにおける浸潤状況等から、豚等への感染リスクが無視できると考えられる場合は、小委の委員等の専門家の意見を踏まえ、動物衛生課と協議の上、解除又は制限措置の一部の解除をする。

(7) 移動制限区域の対象

ア 生きた豚等

イ 移動制限区域内で採取された精液、受精卵等（野生いのししにおいて豚熱が陽性であると判定された日から遡って21日目の日（当該野生いのししの発見から判定までに21日以上を要した場合にあっては、当該野生いのししの発見日）より前に採取され、区分管理されていたものを除く）

ウ 豚等の死体

エ 豚等の排泄物

オ 敷料、飼料及び家畜飼養器具(農場以外からの移動を除く。)

(8) 移動制限の対象外

(7) の移動制限の対象となった場合であっても、以下の場合については、動物衛生課と協議の上、10の1の(2)の検査により、異状がないことが確認されている豚等について、特定の場所へ移動させることができる。なお、必要に応じて血清抗体検査を実施する場合は、検体の送付を含め動物衛生課及び動物衛生研究部門と調整する。

ア と畜場に出荷する場合(と畜場に直接搬入する場合に限る)

(ア) 豚等の所有者は、原則1ヵ月間の出荷計画を家保に事前に提出すること。計画に変更があった場合は、速やかに家保に報告すること。

(イ) 管理獣医師又は豚等の所有者は、原則として、出荷前の1週間程度経時的に臨床症状を確認した後、出荷前日の朝に全ての出荷予定の豚等の体温を測定するとともに、改めて臨床症状を確認すること。その結果について、毎日の報告と併せて家保に報告すること。

(ウ) 家保は、(イ)の報告による発熱の有無、臨床症状等を確認すること。

(エ) (ウ)で出荷豚群の複数頭で40℃以上の発熱が認められる等豚熱が否定できない場合があれば、農場に立ち入り、採材し、精密検査(血液検査、遺伝子検査)を実施すること。

(オ) (ウ)で異状が無ければ、豚等の所有者に対して出荷を許可する旨の連絡をすること。

(カ) また、家保は、出荷先のと畜場での消毒状況等のウイルス侵入防止、まん延防止対策が適切に行われていることを事前に確認すること。

イ 他農場へ生体の子豚や種豚等を移動する場合

(ア) 豚等の所有者は、原則1ヵ月間の移動計画を家保に事前に提出すること。

(イ) 原則として、県内の移動とするが、当該都道府県外に移動する場合は受け入れ先の都道府県に確実に連絡すること。

(ウ) 原則として、全ての移動豚等について遺伝子検出検査で陰性が確認されていること。

(エ) 移動先の農場で、少なくとも21日間経過観察すること。その際、可能な限り隔離すること。

ウ 他農場へ精液及び受精卵等を移動する場合

精液及び授精卵等は、区分管理で保管され、区分管理された場所に入る際は、専用衣服等の着用や手指等の消毒を徹底し、病原体を持ち込まない措置が講じられていること。

また、作業で使用する道具や機材については、確実に消毒または滅菌されたものを使用していること。

(ア) 精液

原則として、採精後、当該豚について異状の有無を確認の上、遺伝子検査を実施し陰性を確認すること。

なお、検査の結果が出るまでは、既に区分管理されている精液と区分して管理すること。ただし、採血が困難な場合に限り、採精した精液について遺伝子検出検査を実施し、陰性を確認すること。

(イ) 受精卵

原則として、採卵後当該豚について異状の有無を確認の上、遺伝子検出検査を実施し陰性を確認すること。なお、検査の結果が出るまでは、既に区分管理されている受精卵と区分して管理すること。

エ 豚等の死体・排せつ物等、敷料・飼料及び家畜飼養器具を移動する場合

家畜防疫員が飼養されている豚等に臨床的に異状がないことを確認した農場において、以下の要件を満たしていることが確認できる場合に限り、動物衛生課と協議の上、焼却、埋却、化製処理、堆肥化处理又は消毒を行うことを目的に焼却施設等その他必要な施設に豚等の死体・排せつ物等、敷料・飼料及び家畜飼養器具を移動させることができる。

(ア) 移動する際の措置

- ① 移動日又は前日の夜に、家畜防疫員が報告徴求等により当該農場の豚等に異状が無いことを確認すること。
- ② 原則として、密閉車両又は密閉容器を用いるよう指導すること。また、これらが確保できない場合は、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずること。
- ③ 積み込み前後に車両表面全体を消毒すること。また、可能な限り消毒状況を確認すること。
- ④ 原則として、他の農場付近の通行は避け、可能な限り、他の養豚関係車両が利用しない移動ルートを設定すること。
- ⑤ 複数の農場を経由しないこと。
- ⑥ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒すること。
- ⑦ 移動日を記録し、保管すること。

(イ) 焼却、化製処理、堆肥化処理又は消毒を行う場合の措置

- ① 運搬車両から死体等の投入場所までシートを敷く等飛散のないように措置を講ずること。
- ② 死体等置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずること。
- ③ 死体等の焼却、化製処理、堆肥化処理、又は消毒工程への投入完了後直ちに、施設の出入口から死体等投入場所までの経路を消毒すること。
- ④ 家畜飼養器具は、適切な消毒方法により消毒すること。また、家畜防疫員が可能な限り、消毒状況を確認すること。

8 家畜集合施設の開催等の制限等(法第26条、第33条及び第34条)

(1) 移動制限区域内の制限

ア 県は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内における次の事業の実施、催物の開催等を停止する。

- (ア) と畜場における豚等のと畜
- (イ) 家畜市場等の豚等を集合させる催物
- (ウ) 豚等の放牧

イ 県は移動制限区域内のと畜場や化製処理施設等の所有者に対し、期限を定めて必要な消毒をすべき胸を命ずるとともに、必要に応じて必要な消毒設備を設置させるものとする。

(2) と畜場の再開

ア 移動制限区域内のと畜場について、次の要件のいずれにも該当する場合には、都道府県は、動物衛生課と協議の上、事業を再開させることができる。なお、と畜場で豚熱が発生した場合には、これらの要件に加え、場内の消毒が完了している必要がある。

- (ア) 車両消毒設備が整備されていること
- (イ) 生体受け入れ施設は、施設の他の場所と明確に区別されていること
- (ウ) 定期的に清掃消毒をしていること
- (エ) 衛生管理マニュアルが適切に定められており、かつ、実際に従業員が当該マニュアルに従って業務を行っていること
- (オ) イの事項を遵守する体制が整備されていること

イ 再開後の遵守事項

再開後には、移動制限が解除されるまでは次の事項を遵守するよう徹底する。

- (ア) 作業従事者がと畜施設に立ち入る場合には、専用の作業服、靴、帽子、手袋等を使用すること。
- (イ) 車両の出入り時の消毒を徹底すること。
- (ウ) 豚等の搬入は農場ごとに行い、運搬車両は複数の農場に立ち寄らないこと
- (エ) 移動制限区域内の農場から豚等を搬入する場合には、搬入時にと畜場内に他の農場から搬入する車両が存在しないよう調整するとともに、当該豚等を搬入する前後に生体受入場所を消毒すること
- (オ) 移動制限区域内の農場から豚等を搬入する場合には、その日の最後に搬入し、搬入したその日のうちにと殺解体をすること
- (カ) 搬入した豚等について、と畜場法に基づき、と殺解体をすることが不相当と判断された場合には、農場には戻さず、速やかに処分すること
- (キ) 搬入した豚等は、農場ごとに区分管理すること
- (ク) 豚等及び製品の搬出入に関する記録を作成し、保存すること

9 消毒ポイントの設置（法第28条の2）

(1) 県は、野生いのししにおいて豚熱が陽性であると判定する旨の連絡を受けた後、必要に応じて、速やかに、市町村、管轄の警察署、道路管理者等の協力を得て、ウイルスの拡大を防止することに重点を置き、消毒ポイントを設置する。

(2) 具体的な消毒ポイントの設置場所については、次の事情を考慮し、陽性であると判定されたい野生いのししが確認された地点周辺の山道の出入口、近隣の農場の周辺、移動制限区域の境界その他の場所を中心に選定する。また、豚等において発生があった場合は、その都度、設置場所を見直す。

ア 山道・道路網の状況

イ 人・一般車両の通行量

ウ 養豚関係車両の通行量

エ 山、河川等による地域の区分

(3) 消毒ポイントの設置に当たっては、車両等によるウイルスの拡散防止が徹底できるよう、養豚関係車両や防疫関係車両のみならず、必要に応じて一般車両も効率的かつ確実に消毒されるよう、消毒設備の構造等を工夫する。

特に、養豚関係車両や防疫関係車両については、消毒ポイントを通行するよう指導し、運転手や車両内部を含め、厳重な消毒を徹底する。

また、県は消毒ポイントにおける車両の交差汚染を防止するため、出入口の設置場所や車両の導線等に注意の上、必要に応じて、消毒ポイントを一地点につき、複数か所設置する等の措置を講じる。

なお、陽性であると判定された野生いのししが確認された地点周辺の山道等に消毒ポイントを設置する場合は、ウイルスの野生いのししへの拡散を防ぐため、当該地点を通過する人の消毒を徹底する。

10 ウイルスの浸潤状況の確認等

(1) ウイルスの浸潤状況の確認

県は、野生いのししにおいて豚熱が陽性であると判定する旨の連絡を受けた場合には、動物衛生課と協議の上、以下の措置を講ずる。

なお、これらの措置は、必要に応じて、判定前に実施することができる。

ア 野生いのししにおける検査等

県は、当該野生いのししが確認された地点を中心とした半径10km以内の区域において死亡し、又は捕獲された野生いのししについて、ウイルスの浸潤状況の確認のために、原則として、抗原検査及び抗体検査を実施する。また、当該区域においては、野生いのしし間及び野生いのししから豚等への感染拡大の防止を図る。

イ 豚等における検査

県は、移動制限区域内の農場（豚等を6頭以上飼養する者に限る。）に対する立入検査を行い、特定症状の有無を確認する。その際、必要に応じて、病性鑑定を実施するための検体を採材し、遺伝子検出検査及び血清抗体検査を実施する。

(2) 周辺の野生いのししにおけるウイルス拡散防止対策

県は、(1)のアにより検査された野生いのししが確認された地点の消毒を徹底するとともに、ウイルスの拡散を防止するため、速やかな焼却又は埋却等により適切に処理するよう、猟友会等の関係者に対し、協力を要請する。

(3) 飼養衛生管理基準の遵守状況の確認（法第34条の2）

ア 県は、野生いのししにおいて豚熱が陽性であると判定する旨の連絡を受けた場合には、速やかに、立入検査、直近の飼養衛生管理基準の遵守状況調査及びこれまでの飼養衛生管理に係る指導の結果等により、移動制限区域内を中心に豚等を飼養する農場における飼養衛生管理基準の遵守状況を確認する。

イ 県は(1)の結果、豚等の所有者が、飼養衛生管理基準のうち次に掲げる事項を遵守しておらず、直ちに改善しなければ豚熱がまん延する可能性が高いと認める場合には、飼養衛生管理指導等計画に沿って、当該豚等の所有者に対して、期限を定め、改善すべき事項等を記載した文書を交付することにより、改善すべき旨の勧告を行う。

- (ア) 衛生管理区域内における家畜の伝染性疾病の病原体による汚染の拡大の防止の方法に関する事項
 - (イ) 衛生管理区域外への家畜の伝染性疾病の病原体の拡散の防止の方法に関する事項
- ウ 県は、イの勧告を受けた豚等の所有者が、当該勧告に従わない場合には、飼養衛生管理指導等計画に沿って、期限を定め、改善すべき事項等を記載した文書を交付することにより、当該勧告に係る措置を執るべき旨を命ずる。

11 経口ワクチンの散布

国及び県は、既に野生いのししに豚熱ウイルスが相当程度浸潤している可能性が高いと認める場合には、野生いのししにおける豚熱のまん延の防止及び農場へのウイルス侵入防止のため、市町村、猟友会等の関係団体と連携し、原則として、以下の措置を講ずる。

- (1) 農林水産省は、野生いのししへのウイルスの浸潤状況等を考慮し、経口ワクチンの使用の是非について、野生いのししの専門家と運意見を踏まえて決定する。
- (2) 農林水産省は、(1)により経口ワクチンの散布を決定したときは、経口ワクチンの使用方法、経口ワクチンの散布の効果・有効性の分析・評価方法等について記載した「豚熱経口ワクチンの野外散布実施に係る指針」を作成し公表する。
- (3) 県は、「豚熱経口ワクチンの野外散布実施に係る指針」に基づき、国、市町村、猟友会等の関係団体の協力を得て、経口ワクチンの散布に係る都道府県計画を策定し、必要に応じてその他効果的な方法による対策を検討する。

第18 収束

1 収束

県対策本部は、移動制限の解除とともに、豚熱の発生が収束したものとみなす。

第19 県民の不安解消及び風評被害対策

1 情報提供

県対策本部は、風評被害を最小限に抑えるため、県のホームページに防疫措置状況及びQ&A等の本病に関する情報を掲載するとともに、報道機関等を通じて広く県民に情報を積極的に提供し、本病に対する県民の不安解消に努め、豚肉等の安全性を広報する。

2 相談窓口の設置

県対策本部は、県庁及び各家保等に相談窓口を設置すると同時に相談電話番号等を県のホームページに掲載し、県民の不安解消に努めるとともに、豚等に関する相談に応じる。

- (1) 豚等に関する相談窓口：県畜産課、家保
- (2) 消費者からの相談窓口：県衛生薬務課
- (3) 豚等の所有者の経営支援相談窓口：県営農支援課
- (4) 経営・融資に関する相談窓口：県農政経済課
- (5) 県税に関する相談窓口：県税務課
- (6) 中小企業者からの金融相談窓口：県中小企業支援課

3 消費者及び豚肉取引業者等への対応

県対策本部は発生確認後直ちに、県内関係団体・市町村、各都道府県及び県内外の全国量販店・商業関係・外食産業団体等に対し、沖縄県産豚肉等について安全・安心である旨について随時広報する。

4 イベント等の開催

豚等の集合を伴わないイベント等については、消毒の徹底により、本病まん延防止が可能であることから、県対策本部は本病発生を理由としてむやみにイベント等が中止されることがないように、周知・指導する。また、本病が発生している地域からイベント等に参加する者が参加を制限されるなどの不当な扱いを受けることのないよう、指導する。

5 メンタルヘルス対策

県対策本部は本病発生の際には、豚等の所有者をはじめ、防疫措置に従事している職員、発生地域の一般の住民等のために相談窓口を設ける。

また、状況に応じて殺処分された豚等の所有者を対象に心身の状態について電話や訪問による聞き取り調査等を実施するなど、心のケアに努める。

6 公共施設等における消毒マット等の設置

県対策本部は発生状況に応じて市町村、教育委員会及び関係団体等を通じ公共施設、学校、小売店舗等多くの人が集まる施設や場所において消毒マットを設置すること等により消毒を徹底するよう依頼する。

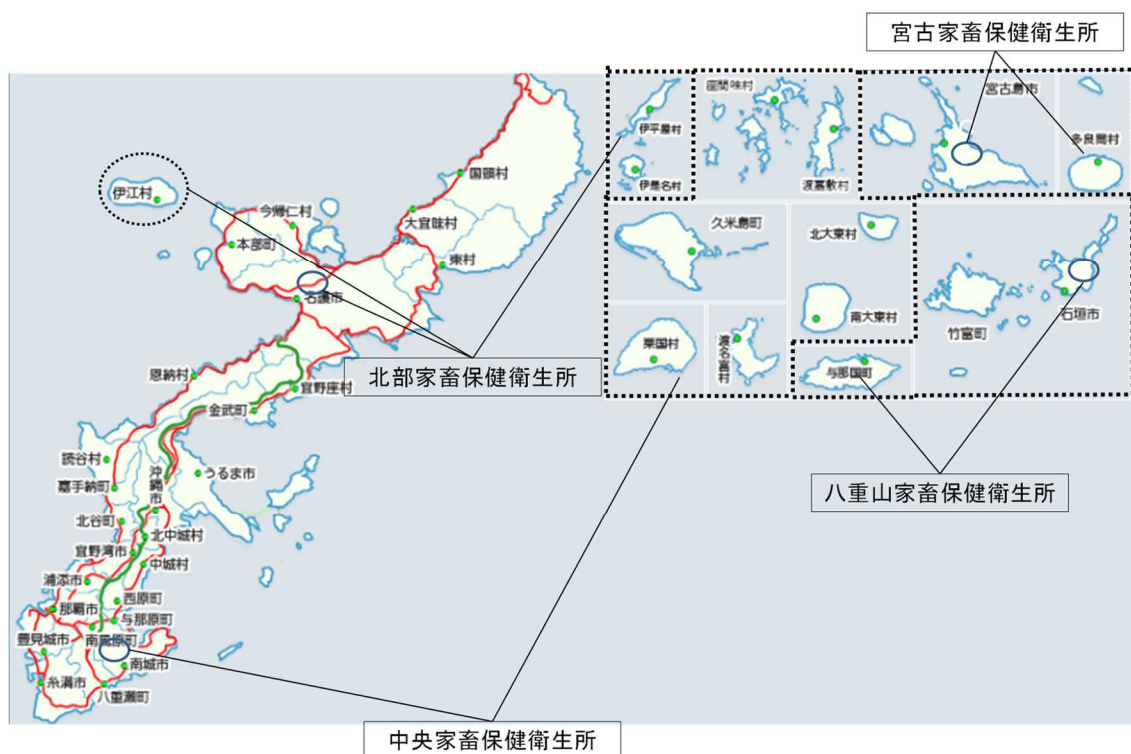
公共施設における消毒マット設置例



第20 離島における対応

1 管轄

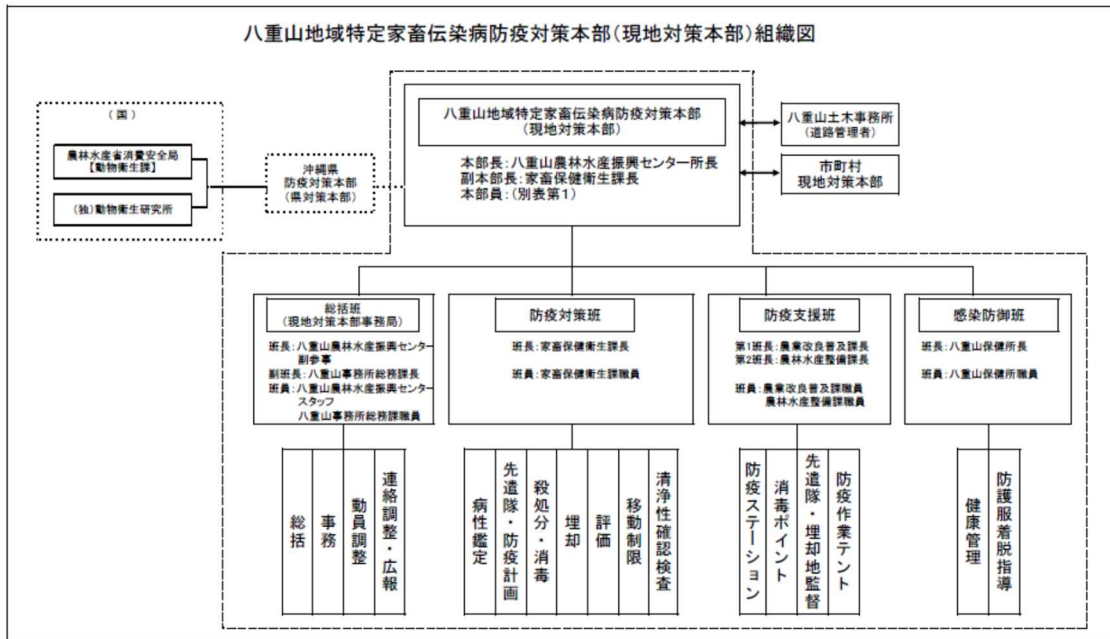
各家畜保健衛生所における管轄離島



2 通報 (届出)

家保名	電話番号	管轄市町村
中央家畜保健衛生所	(098)945-2297	座間味村・渡嘉敷村・久米島町・栗国村・渡名喜村・北大東村・南大東村
北部家畜保健衛生所	(0980)52-2939	伊江村・伊平屋村・伊是名村
宮古家畜保健衛生所	(0980)72-3321	多良間村
八重山家畜保健衛生所	(0980)84-4111	石垣市・竹富町・与那国町

3 組織体制（現地対策本部）



(例) 八重山地域現地対策本部

現地対策本部の運営

各家畜保健衛生所が管轄する離島において、現地対策本部を設置することは困難であることから、本島中南部においては中央家畜保健衛生所、本島北部、宮古及び八重山地域では各農林水産振興センターへ設置し、現地対策本部長は農林水産部農業振興統括監または各農林水産振興センター所長とする。現地対策本部の構成は、総括班、防疫対策班、防疫支援班及び感染防除班の4班体制とし、構成員は原則として次の職員等をもって充てることとするが、状況に応じて本部長が変更できるものとする。

4 動員体制

防疫作業従事者については、防疫作業従事者リストにより確保するものとする。

原則として防疫作業従事者については、各島内に居住する県職員、市町村職員、農協職員、農業共済職員、猟友会等から動員するが、家畜防疫員等の獣医師については確保が困難なことから、県対策本部で獣医師リストより確保し派遣する。

(1) 現地対策本部の人員の派遣

現地対策本部の本部長、総務班長、感染防除班長については管轄家保等から派遣する。

本病が否定できない場合で、かつ発症豚等が複数である場合、又は発症後数日で群内に広がりがある場合等、本病が強く疑われる事例については、病性が決定するのを待たずに早急に派遣するものとする。

(2) 家畜防疫員（獣医師）の派遣

島内の県保健医療部・環境部の獣医師や市町村・農業共済組合獣医師・開業獣医師等の協力を依頼するとともに、発生規模に応じて県対策本部が不足する人員を派遣するものとする。

ア 発生状況確認検査及び農場の防疫措置に係る家畜防疫員の派遣

緊急を要することから、各家保職員から3名（3名×1家保）を病性決定後、直ちに派遣するものとする。ただし、発生規模や移動制限区域の農場数等に応じて人員は増減するものとする。

上記（1）のとおり、本病が否定できない場合等については、病性の決定を待たずに派遣する。

農場での防疫措置に係る家畜防疫員が不足する場合は、県保健医療部・環境部の獣医師及び県内の獣医師リストから選定し、派遣するものとする。

また、発生状況確認検査を実施した家保職員は引き続き農場の防疫措置等に従事するものとする。

イ 清浄性確認検査に係る家畜防疫員の派遣について

不足する家畜防疫員については、県保健医療部・環境部の獣医師又は県内の獣医師リストから選定し、派遣するものとする。

5 農場への病性鑑定立入検査

(1) 家畜防疫員の対応

ア 家畜防疫員は、病性鑑定用資材及び消毒資材を携行して農場に急行する。

イ 農場内へは、家畜防疫員1名と共済獣医師・開業獣医師等の2名以上で立ち入る（採血、体温測定及び材料採取の際は、共済獣医師等の協力が不可欠）。

- ウ 臨床所見を中心に検査を実施する。
- エ 疫学調査を実施する。
- オ 県畜産課への報告等の業務は、農場に立ち入った家畜防疫員以外の家畜防疫員が対応する。

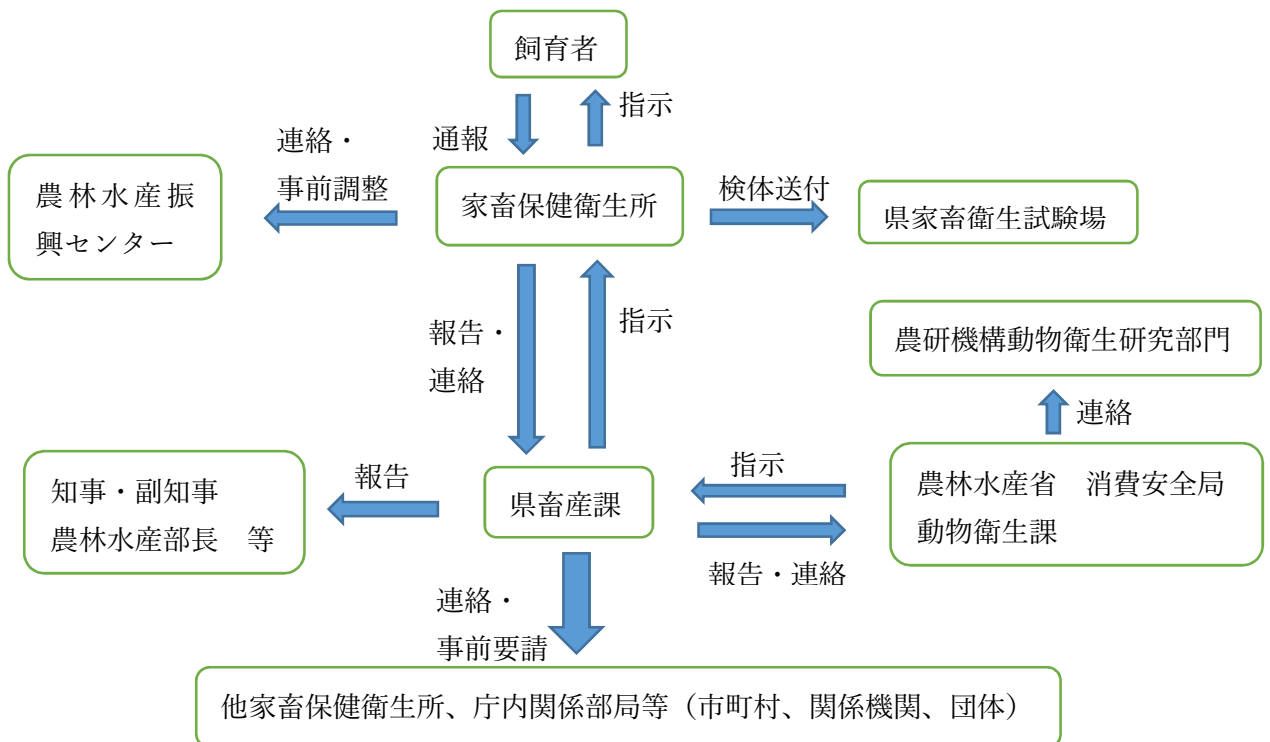
(2) 豚等の所有者の対応

- ア 家畜防疫員が速やかに臨床検査を実施できるように、豚等の保定等に協力する。
- イ 疫学等の聞き取り調査に対して、記録帳等の提出に協力する。

(3) 共済獣医師等の対応

- ア 臨床検査や体温測定時等の協力
- イ 採血及び材料採取時の協力

6 疑い事例等の関係機関への連絡体制



7 病性鑑定材料の送付

家畜防疫員は、事前連絡の上、空輸にて家畜衛生試験場へ材料搬入手続きを行う。検査材料の送付と同時に「異常豚が所在する農場等に関する疫学情報（現地調査票）」を指針様式にてファクシミリ又は電子メールで送付する。船のみで対応出来ない離島については、当該島から空港のある島まで家畜防疫員が搬送し、空輸の手続きを行う。また本島管轄の家畜保健所においては（久米島町・南北大東村以外の当該農場）、各港から家畜衛生試験場まで直接公用車等にて材料を搬入する。

（1）家畜衛生試験場の対応

*動物衛生研究部門へ診断または検査依頼する場合には家畜衛生試験場より行う。なお、直接、家畜保健衛生所より材料送付の際には事前に主管課等と調整を要する。

動物衛生研究部門への搬送は、事前連絡の上、空輸にて搬送する。検査材料には必ず「病性鑑定依頼書」を指針様式にて添付する。なお、乗り換えの連絡等を勘案し搭乗便を決定する。

（2）家畜保健衛生所の対応

所管の空港まで家畜防疫員が搬送後、所定の手続きを行い空港への到着時間、搭乗可能な便（乗り継ぎ便を含む）を確認し、県畜産課へ報告する。羽田空港での検体受取、動物衛生研究部門への搬送については県畜産課に確認し連携を図る。

搬送に係る（搬送担当者の）留意点

- 1 搬送担当者は、防疫服及び手袋等を着用し、検体を受け取る際は、消毒噴霧器により消毒を実施すること
- 2 検体を家畜防疫員から受け取る際は、農場内に入らないこと
- 3 農場内で採材を実施した家畜防疫員と携帯電話等で十分に連絡をとること
- 4 危険物貨物に係る「輸送申告書」、免許証等身分証明書（書類訂正の際に必要）、印鑑、空輸料金を携帯すること
- 5 空港貨物部において、「国内貨物運送状」を記入すること
- 6 貨物運送状の受付番号を家畜保健衛生所支所に連絡すること
- 7 領収書を受領すること

(3) 県畜産課の対応

- ア 検体を搭載する便を確認する。
- イ 羽田空港からの搬送職員を手配するか、又は東京事務所職員に受け取り搬送を依頼する。
- ウ 動物衛生研究部門への到着予定時間を動物衛生課、動物衛生研究部門に報告する。

(4) 輸送経路及び時間

- ア 検体輸送の際に乗り継ぎが必要となる場合は、危険物貨物の移し替えに約2時間を要する。
- イ 航空便での那覇空港までの搬送は、那覇空港から羽田空港までの時刻表を勘案し、随時決定する。

【各離島から家保までの離島輸送経路および輸送時間】

北部家畜保健衛生所

	伊是名	伊江
フェリー所要時間	55分	30分
各港～家保	30分	30分

中央家畜保健衛生所

	久米島	久高
飛行機所要時間	35分	15分
那覇空港～家保	30分	30分

宮古家畜保健衛生所及び八重山家畜保健衛生所

	西表	与那国	多良間
フェリー所要時間	40分		
飛行機所要時間		35分	25分
各港及び空港～家保	20分	20分	20分

8 病性鑑定材料送付後の作業

病性鑑定材料送付後の緊急防疫措置等は、本島発生時と同様とするが、加えて以下の項目についても検討・実施する。

(1) 家畜保健衛生所の対応

農場へ立ち入った家畜防疫員から受けた調査内容、状況等について県畜産課へ逐次連絡する。

(2) 現地対策本部の対応

農場へ立ち入った家畜防疫員の報告をもとに、直ちに農場内等の緊急消毒に必要な資材、人員等を算出する。また、現地対策本部は、県対策本部と協議後、市町村等に防疫作業従事者派遣（人数、移動方法、宿泊先等）等について協力を依頼する。

9 防疫資材・機材の準備

各防疫措置を実施する際に必要と考えられる防疫資材及び機材の確保については、本土発生時と同様の手順で実施するが、加えて以下の項目についても検討・実施する。

(1) 家畜保健衛生所の対応

各離島においては農場の緊急防疫作業等が直ちに実施できるよう、消毒薬等の資材について、一部備蓄しておく。

○ 防疫措置に必要な資材の備蓄（例）

資 材 名	規 格	数 量
防 疫 服	LL サイズ	100枚
長 靴	27cm	10組
ゴ ム 手 袋	L サイズ、	2箱
マ ス ク	100枚入	1箱
軍 手		10組
ゴ ー グ ル	ー	10個
保 定 用 具	ワイヤー	適用
消 毒 薬	アルコールまたはイソジン	500ml
動 力 噴 霧 器	一式	1式
電 殺 器	一式	1式
デ ィ ス ポ 注 射 器	30ml、10ml	各1箱
パ コ マ	1L	15個
消 石 灰	20kg	100袋
注 射 針	18G、カテラン針	各1箱
鎮 静 剤	マフロパン、20ml	2バイアル

(2) 家畜保健衛生所の対応

県畜産課と協議し、殺処分等の防疫措置を実施するにあたり、現地で確保できない資材、機材の確保に備え、その輸送方法（コンテナ・トラック等）について検討する。

(3) 現地対策本部の対応

消毒ポイント設置の際は、その管理・運営を担うため、県畜産課、市町村等と協議し消毒ポイントに係る資材・機材の確保に備える。

10 制限区域の設定

制限区域については、離島の立地条件を勘案し、設定するものとする。

離島での制限区域設定に係る留意事項

- 1 地理条件や畜産業の分布状況等を勘案し制限区域の必要範囲を検討する。
- 2 制限区域の範囲・制限の期間は原則として本島発生時と同様とするが、島という立地条件や発生状況等により、島内すべての地域を移動又は搬出制限区域として設定する必要があると判断される場合、県畜産課はその設定範囲について動物衛生課と協議する。
3. 判定前であっても豚熱である可能性が高いと認められる場合には、動物衛生課と協議の上、当該判定結果を待たず制限区域を設定できる。

11 消毒ポイント予定地の選定及び人員確保

発生農場からのウイルスの拡散を防ぐだけでなく、島外への拡散防止のため、主要幹線道路とともに港などでの車両消毒作業ポイントの設置が必要となる。

●消毒ポイントの設置について（参考）

〈設置条件〉

- ・消毒ポイント数：3カ所(1km、3km、10kmにそれぞれ1カ所計3カ所設置)
- ・1クール人員：4名(総括・記録係1名・消毒係2名・誘導係1名)
- ・1km消毒ポイントの稼働時間は防疫措置終了までは(発生から72時間を想定)24時間体制とする。
- ・3km～10km消毒ポイントは発生農場の防疫措置完了後は8:30～17:30(休憩1時間)の間で制限区域解除まで設置。

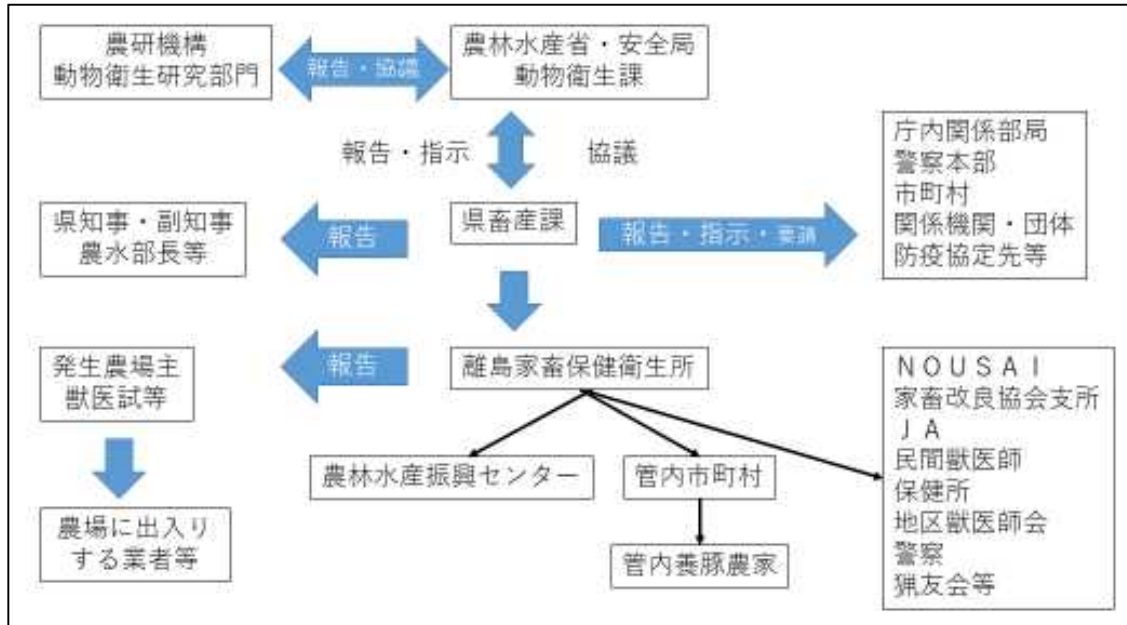
1km消毒ポイント（1カ所想定）

期 間	発生～72時間(3日)
ポイント数	1
県職員等（初動72時間）	2名×3クール×3日×1カ所=18名
市町村職員（初動72時間）	2名×3クール×2日×1カ所=18名
計	36名

3km～10km消毒ポイント（2カ所設置想定した場合）

期 間	発生～72時間(3日) 防疫措置終了まで	防疫措置終了後17 日目まで	防疫措置終了後28日 目まで	合計
ポイント数	2	2	1	
県職員等	2名×2クール×3日 ×2カ所=24名			24名
市町村職員	2名×2クール×3日 ×2カ所=24名			24名
業者委託		4名×1クール×2カ 所×17日=136名	4名×1クール×1カ 所×11日=44名	180名
総 計	48名	136名	44名	228名

12 病性決定時の連絡体制



參考資料

沖縄県特定家畜伝染病防疫対策本部設置要綱

（目的および設置）

- 第1条 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第3条の2第2項の規定に定める特定家畜伝染病のまん延防止や関連する対策について、関係部局が連携し、迅速かつ的確に対応するため、「沖縄県特定家畜伝染病防疫対策本部」（以下「対策本部」という。）の設置に関し必要な事項を定める。
- 2 対策本部は、本部長が必要と認めるときに設置する。

（定義）

- 第2条 この要綱に定める「特定家畜伝染病」とは、特に総合的に発生の予防及びまん延防止のための措置を講ずる必要があるものとして、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林水産省令第35号）第1条の3に定めるもののうち、別表1の疾病をいう。

（所掌事務）

- 第3条 対策本部の所掌事務は、次のとおりとする。
- （1）特定家畜伝染病の防疫対策に関すること。
 - （2）人への感染防止対策に関すること。
 - （3）畜産物の安全・衛生対策に関すること。
 - （4）生産者等への支援に関すること。
 - （5）防疫情報等の収集及び関係機関等との連絡調整に関すること。
 - （6）県民への正確な情報提供（風評被害対策を含む。）に関すること。
 - （7）その他、特定家畜伝染病対策に必要な調整に関すること。

（対策本部）

- 第4条 対策本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織し、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 2 本部長は、対策本部を総括する。
- 3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 対策本部に本部会議と連絡調整会議を置く。
ただし、特定家畜伝染病の発生が危惧される状況の場合は、対策本部設置前に連絡調整会議を開催することができる。
- 5 対策本部に班を設置し、必要な防疫対策を実施する。

(本部会議)

第5条 対策本部は、本部長が招集し、議長は本部長をもって充てる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者（農林水産省、保健所設置市、関係団体など）に会議への出席を求めることができる。

(連絡調整会議)

第6条 連絡調整会議は、幹事長、副幹事及び幹事をもって組織し、別表3に掲げる職にある者をもって充てる。

- 2 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事以外の者（農林水産省、保健所設置市、関係団体など）に会議への出席を求めることができる。
- 3 連絡調整会議は必要に応じて幹事長が招集し、議長は幹事長をもって充てる。

(庶務)

第7条 対策本部の庶務は、農林水産部畜産課で処理する。

(現地対策本部)

第8条 特定家畜伝染病の対策に関し、必要に応じて現地対策本部を設置することができる。

- 2 現地対策本部長は、農業振興統括監または農林水産振興センター長をもって充てる。

(対策本部の解散)

第9条 対策本部は、特定家畜伝染病が終息したと本部長が認めるときに解散する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、対策本部の運営に必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和2年1月7日から施行する。

なお、この要綱の施行に伴い、沖縄県高病原性及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫対策本部設置要綱（平成16年3月12日付け施行（最終改正：平成26年6月30日））及び沖縄県口蹄疫防疫対策本部設置要綱（平成22年5月20日付け施行（最終改正：平成26年6月30日））は廃止する。

この要綱は、令和3年1月20日から施行する。

この要綱は、令和3年12月8日から施行する。

別表1 (第2条関係)

□蹄疫 高病原性鳥インフルエンザ 低病原性鳥インフルエンザ CSF ASF 牛疫 牛肺疫
--

別表2 (第4条関係)

本部長	知事
副本部長	副知事
本部員	政策調整監 知事公室長 総務部長 企画部長 環境部長 子ども生活福祉部長 保健医療部長 農林水産部長 商工労働部長 文化観光スポーツ部長 土木建築部長 会計管理者 警察本部長 教育長 病院事業局長 企業局長

別表3 (第6条関係)

幹事長	農業振興統括監	
副幹事長	農林水産部	畜産課長
幹事	知事公室 総務部 企画部 環境部 子ども生活福祉部 保健医療部 商工労働部 文化観光スポーツ部 土木建築部 出納事務局 企業局 教育庁 警察本部 病院事業局 農林水産部	秘書課長 防災危機管理課長 総務私学課長 企画調整課長 環境政策課長 福祉政策課長 保健医療総務課長 産業政策課長 観光政策課長 土木総務課長 会計課長 総務企画課長 総務課長 警備部警備第二課長 病院事業総務課長 農林水産総務課長

特定家畜伝染病に係る農林水産部初動防疫体制

